

平成26年第1回東大和市議会定例会会議録第8号

平成26年3月6日（木曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	和地仁美君	6番	大后治雄君
7番	二宮由子君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	櫻井直子君
主事	吉川和宏君		

出席説明員（27名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	関田守男君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	広沢光政君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	石井卓之君
社会教育部長	小俣学君	総務管財課長	東栄一君
防災安全課長	鈴木俊雄君	課税課長	矢吹勇一君

子育て支援課長 高杉春行君  
生活福祉課長 尾崎淑人君  
環境課長 町田誠二君  
都市計画課長 當摩弘君  
社会教育課長 村上敏彰君

青少年課長 中村修君  
健康課長 志村明子君  
産業振興課長 乙幡正喜君  
土木課長 木村哲夫君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 西川洋一君

○議長（尾崎信夫君） 昨日に引き続き、2番、西川洋一議員の一般質問を行います。

○2番（西川洋一君） 皆さん、おはようございます。

引き続き、再質問をさせていただきます。

昨日は消防団の処遇改善についてのところまできておりました、消防団の活動について大変詳しく説明をしていただきまして、ありがとうございます。改めて消防団の活動について認識を深めたところです。実際にいざ出動ということになって、その場で大変すぐれた活動をして、消防署のほうからも、表彰ですか——もされたというような、そうした活動ができるほどに頑張っていると。しかも、こうした活動が社会貢献という点で、若者の最近のそうした意向にも沿っている活動であるということも、また明らかになってきているんじゃないかというふうに思います。

現状と課題といいますか、現状については大変理解を深めたところです。

続きまして、装備の点でいかがかということですが、チェーンソーなど、そうした装備が求められているという話もありました。

せんだっての林野火災、消防訓練の際にも、そこで使われたジェットシューターに入れる分流器及び急な坂道でも重い荷物を運ぶことができるクローザー、この必要性もまた東大和の消防団にとっては、その任務上からも必要なというようなふうにも感じたわけですが、今担当のほうで必要と思われる装備上の問題、これはどのようなものがあるでしょうか。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 消防団のほうで今後必要とする装備の関係でございますが、現在、消防団に配備している災害対策用の資機材が不足してございますので、今後はエンジンカッターとかチェーンソー等の装備を充実していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） ぜひ、順次お願いしたいと思います。

それほどお金がかからないものもありますし、また消防団の方に聞かしても、大きな要望から日常の出動の際にちょっとここが改善されたほうが良いなというような要望もあるようです。例えば四分団でいえば、ポンプ車の出入りの扉の問題も改善してほしいというような、このようなこともありましたので、ぜひその辺も今後の装備の改善の中に入れていただいて、順次直していただきたいと思います。

それで、この項では、まあ総括的にといいますかね、市長の考えも聞きたいわけですが、この消防団の関係で出てきた問題の一つは、やはり任務遂行の上で日常、消防団員の果たす訓練上、その他いろいろな仕事の面から大変苦勞をかけてると、ボランティアということだけでは済まない、それ以上のこともあるわけで、そうしたことに對して処遇をどう改善するかという点で、一つはやはり何といても報酬の問題があるんじゃないかと思います。この報酬の引き上げも、やはり考えていく必要がある。消防団員からすれば、なかなかこ

の問題は言いにくい。ある一面では、報酬といったって、それほど大きな額ではないし、お金のためにやっているんじゃないという意識も、それ以上に社会に貢献するんだって意識のほうが高い、そういう面は確かにあると思いますので、やはり報酬の問題は市側から積極的に改善をしていく必要があるというふうに思います。この報酬の引き上げの問題、そしてまた改正消防法からの要請、装備の充実、また退職金等の改善などもあります。この辺についてどうお考えか。

退職金の問題についていえば、これは退職報償金制度、こちらで対応する問題で、市からは直接のことがあるのかどうかわかりませんが、このことについてですね。

また消防団員の確保ということも問題とされていると話がありましたので、これではやはり具体的に消防団が果たしている役割を生々の形で若い人たちに伝わるような方法を考えていただきたいと、そういうふうに考えるところです。小さな改善はすぐに着手してもらいたいということ。

総括的に今おおむね4点ばかり言ったでしょうか。この点について市長のほうでどのように考えておられるか、お聞かせください。

**○副市長（小島昇公君）** 消防団員につきまして評価をいただく中で、それに見合う報酬等の問題、それから装備、さらに団員の確保について御意見をいただきました。他の議員さんからもいただいております。消防団は、非常に危険を伴う中で多大な御尽力をいただいているというのは、市としては非常によく認識をしており、感謝もしております。一般の市民の方は、なかなかその部分を知る機会が少ないということもございますので、その辺のところにつきましてはPRの方法はまた検討していきたいと思っております。

報酬等につきましては、団員の方からいろんな要望がある中で、御質問者から言いづらいというようなところもありましたけども、言いづらいという面もありますし、お金を目的で入られてという方がほとんど、実際はいらっしゃらない。やっぱり市のため、どうやって貢献しようかというところで活躍いただいておりますので、そういった意味でいいますと、こちら側がそこについては配慮しなくちゃいけないということだというふうに認識してございます。

装備につきましても、先ほど来お答えをさせていただいておりますが、どこまで装備をすればいいかというところはございますけども、順次そこにつきましてもできることから装備を加えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○2番（西川洋一君）** よろしく申し上げます。

1つ落としてしまったんですけど、消防団の活動の中で自治会などでの防災訓練、あるいは応急救護活動等で消防団がリーダー的役割を果たすということも重要な仕事の中に入ってきています。そうしたことをやる上で、退団者の協力を得ることができないか。地域防災のリーダーとして、まあ消防団員は当然なっていくわけですけども、退団者をどう組織して、そういう方たちにそういうことをお願いできないかですね。消防団員の募集が定員まで確保できないという中で、これまで消防団に入ってきた現役で活動されてた豊富な経験を、やはり生かしていただけないかという点でお願いしたらどうかと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

**○総務部長（北田和雄君）** 消防団のOBの活用ということでございますが、消防団のOBにつきましては、OB会という組織はございます。実際OBの方は、消防団で地域貢献をされてた方ですので、やめた後も自治会活動とかで活動されてる方も数多くいらっしゃいます。地域の防災訓練なんかでも、やはり自治会の中で中心的な役割を担っていただいたりとかしておりますので、引き続き今後もOBの方に地域での活動の協力をお願い

いをしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○2番（西川洋一君） 改めて自治会などでの活動の際、何かやってよって言わなくても、OBの方たちは率先してやっているというふうに私も思ってます。そこに、やはり市としての組織的な役割を位置づけてやることが必要じゃないかという意味合いです。言わなくてもやってくれてる。何か一言、声かければやっていただける。それはそうなんですけども、やはり市の事業としてきちんと位置づけていくことが必要じゃないかという意味合いでの提起なんですけども、そういうこととしてはいかがですか。

○総務部長（北田和雄君） 市としてということで、どういったことができるのか、ちょっと研究をさせていただければというふうに思います。

以上です。

○2番（西川洋一君） よろしくをお願いします。

消防のことについては以上です。

3つ目の子供たちが外遊びできる環境づくりについてです。

なかなか公園でそれだけの広さのあるところはないということでの答弁もありました。まず公園ということで、公園だけでなくもいいんですけど、実際サッカーボールを使ってのボール遊び、キャッチボールなどと質問には書きましたけど、外遊びの中にはいろいろあるんじゃないかと思えますけど、そうしたことのできる公園というのは全体の中で幾つぐらいあるんでしょうか。

○環境課長（町田誠二君） 公園緑地につきましては、現在市内で94カ所あります。ボール遊びという、いろいろありますが、面積で2,000平米超えるような公園っていいますと、やはり限定されてきまして、鹿島公園だとか中北台公園、上北台市民センターの北側にある公園等ございます。中に十数カ所ございます。ただ、そこで全てボール遊びが可能かといいますと、ボール遊びによっても程度によります。例えば小さい子がカラーボールを使って遊ぶボール遊びから始まって、中学生、高校生が軟球、硬球を使ってボール遊び。ですから一概にボール遊び可とはなかなか言いづらい部分がありまして、原則禁止というふうにしてございます。ですから非常にボール遊びというふうの一つにくっつけてしまいますと、なかなかいい悪いという表現がしづらい状況でございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） ボール遊びに行く前に、私はボール遊びを安心してって書きましたけど、表題は外遊びできる環境づくり。外遊びって言ったらどんなものが考えられ、そしてまた子供たちには今好まれて行われているんでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 外遊びといいまして、子供の関係ですので私のほうからちょっとお答えさせていただくんですけども、現在、児童館とか放課後子ども教室で見ますと、学年によって違うんですが、外遊びの場合は男の子はやはりボール遊び、サッカーとかカラーボールを使ったバットでやるとか、あとバドミントンとか、そういう形でやっております。女の子につきましては、今現在、縄跳びがかなり主流でやられてる子が見受けられます。また低学年の小さい子につきましては、鬼ごっこで駆け回って遊んでるというのが、外遊びでよく見られる光景だと思います。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） せんだって細い路地で、ローラーブレードというんですか、それに乗って遊んでて転ん

でる子がいて、ああ元気に遊んでんなというふう思ったんですけども、まあ道路でなくてね、そういう心配のない場所でそうしたことができればというふうに思います。

公園でのボール遊びは原則禁止、でも禁止してない公園も——禁止って立て札のない公園もありますよね。うちの近所の日月第二公園ですか、ここにはもう立派なネットもあって、ちっちゃい子がそこで、狭い公園だけどボール遊びしてるということで、これはそういうことのできる公園、そうでない公園との違いはどのようなところにあるんでしょうか。

○環境課長（町田誠二君） 防球ネットが設置してある公園につきましては、当初から防球ネットがある公園というのは少ないほうに分類されます。逆にボール遊び等によって御近所に御迷惑かけたり、あるいはといたどかそういうところに損傷を加えたりしたことによって、やむなく防球ネットを設置したケースもございます。したがって、なかなか難しいところで、防球ネットがあるからボール遊びは大丈夫ですよという——でもないんですね。それを越えてまた飛んでくるボールもございますので、非常にそこが、ネットがあればボール遊びオーケーですよというわけでもないところになっております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 大変難しい答弁で、ちょっとあれですか。まあ言うなら、例えば日月第二公園の場合はボール遊びしてはいけませんって看板はない。ほかのところは、そういう看板もあるところもある。つまり子供たちを遊ばせる環境について、その周辺の方々が許容してる範囲で行けると。

だから、例えば今私の紹介した公園の近所では、子供たちがそういう遊びしても苦情となつては出ていない。だからボール遊び禁止の看板がないと。市としても、それをつけるというふうにはならないというふうに思うんですが、そんな判断でいいんでしょうか。

○環境課長（町田誠二君） ですから、御近所に配慮して節度ある使い方というんですかね、子供たちなかなか難しいんですが、迷惑のかからない範囲で遊んでいただく分には、絶対だめというふうなことは考えておりません。ですから、ボール遊び禁止って書いてあるところで、じゃ小さい子供までも禁止なのというところもありますけど、そこまで規制してるわけじゃございませんので、いずれにしてもその地域で迷惑かけずに遊んでいただく分には、先ほど言ったように許容範囲だと考えております。

○2番（西川洋一君） 今紹介しました公園は、面積とすれば縦横それぞれ10メートルから15メートル以内ですかね。そんな狭いところに砂場があってということですから、まあ硬球で野球かなんかやるようなボール遊びとはちょっと違って、小さい子がやるっていうことですよ。それにしても、もう少し大きくなればもっと違った要求も出てくると。

私が相談されましたのは小学3、4年生ですかね。子供たちと連れ立って、家に帰ってきてから連れ立って外へ遊びに行って、そういうことで目いっぱい体を使うと。そんなようなことで、そういう場所がないねというところからの今回の質問になってるわけですけど。

それで、子供を成長させていく上で、子供たちが元気よく安全安心に外で遊ぶということですね。このことは市の子供政策っていいですかね——にとって奨励すべきことなんでしょうか、どうなんでしょうか。奨励するんだってことならば、そうした積極的な環境づくりをしていく必要があると。奨励しないで、学校が終わったらすぐ家帰って、家の中にいなさいというんだったら、何も公園でのボール遊びとか、そんな話になんなくて済むわけだし、基本的に子供たちの外遊びについては市はどのように考えておられるんでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 第四次基本計画の中では、やはり子供の遊び場の環境や安全性が増すという

ことを、やはり市民の方も求めてるというところがございますので、現在満足度がまだ20%ぐらいでございますので、それを平成33年には10ポイントほど上げるというところで計画上は位置づけられておりますので、それに向かっていろんな施策をしなければならないというふうには考えているところでございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） まあ外で遊ぶなということとはなかなか言えないですね。

それで実際に子供たちが元気よく外で遊んで、そのことによって体も鍛えられ、精神的にも鍛えられっていうことになると思うんですけど、これはそれを考えるのは、それを実際に行えるということでは、そういう場所の提供と環境、この議会の中でも不審者から子供を守るということで、そういうことがあった場合には学校から集団下校させる、そこまで学校は責任を負わなきゃならないとか、あるいは不審者から園児を守るために施錠の問題とかいろいろ出されました。そういうときに、子供たちに外へ行って遊べと。私の言ってることは、そういう人たちの考えと何か逆なような側面もあるんですけど、でもやはり子供たちが安心して外で遊べる、こういう環境をつくっていくのは非常に重要なわけで、それは公園の整備もありますし、そうしたこととしてそれぞれ子供に関係する部署では、このことについてはどのように考え、これからどう進めようとしているんでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子ども生活部では、放課後の子供の居場所、それから遊び場づくりということで、放課後子ども教室を全小学校を活用させていただきまして実施をしてるところでございます。まだまだスタッフの関係とか場所の関係で、全日、全ての日でやっているというところは1校ぐらいしかありませんので、学校の協力、さらにはスタッフの充実をして放課後子ども教室が、現状より実施回数をもっとふやせれば、遊び場の確保ということは拡大になるんじゃないかなというふうには考えてるところでございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 各部署、お願いします。

○環境部長（田口茂夫君） 公園を管理する立場といたしまして、現在100カ所程度の公園ができてるわけでございますけども、当然、近年、開発に伴う提供公園という形が多いわけで、決して面積的にも大変広いものではないということになってきております。そのことから、それぞれの年代に応じて工夫をしていただきながら、昔でいえば餓鬼大将、今でいえばリーダーというふうな形になるのかもしれませんが、そういった方々と含めて、異年齢の交流ですとか、そういったところも含めて、地域の方々の御理解をいただきながら公園の利用をしていただければというふうには考えてるところでございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 各部署ということでは、今環境と子ども生活部だけですか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 子供にかかわるということでございますので、学校教育の範囲でございますが、学校におきましては子供たちが一旦下校した後に、もう一度学校に来て遊びたいという場合には校庭を開放してございます。通常、時間的には冬場は4時半ぐらい、また夏は5時というような形で遊んでおります。そういう中で、サッカーや、例えばキャッチボール、バスケットとか、いろんな遊びが今できている状況でございます。現状はそういう形でございます。

○2番（西川洋一君） それでは、環境と学校と子ども生活部ですかね。外遊びということで、これは安全安心という立場からすると、これはどのように考えたらいいんでしょうか。外遊びをする。公園でそういう物理的にできる場所、だけど今度は安全安心の立場から、どうもこの議会になってからそれを考えるようになって

やったんですけど、質問を出しちゃってから。その点では、これは外遊びとの関係、どのように考えてるんでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 子供たちの遊びでございますので、すり傷等は、ある意味、転んだりすることもありますので、あるのかなというふうには思いますけども、そうならないように管理する立場といたしましても、施設の安全面には配慮をさせていただきながら管理をさせていただいております。そういったことから安全安心な面につきましても十分配慮する上で、我々としても努力をさせていただいているというふうなところでございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 防犯ということも含めて、ちょっと聞きたかったわけですがけれども、そちらもよろしくをお願いします。

それで、例えば学校では、一旦下校して、その後、学校側では開放しているということで、これは二、三人が連れ立って行って自由に遊べるということでもいいんでしょうか。放課後の使い方として、学校開放の中で、集団、クラブで使ってる場合、そういうこともあるわけですね。そういうときに二、三人の子が行って遊ぶということになったら、これはどういう関係になるんでしょうか。じゃ、これは学校にということ。

それから児童館でも、児童館によってはそれだけ広い場所があるかないかというのはありますけれど、広い場所が、例えば奈良橋市民センターの場合にはそれなりに遊べる場所がありますけれど、ここでは突然、きょう遊び行きたいって子が行って、そこでフットサルみたいな、そういう遊びをするということになった場合にはどのようになるんでしょうか。そういう場所で、きよはら児童館でしたっけ、あそこも一定の園庭があるのかな。ただ、それがボールが外へ出ちゃうんで、あそこには防球ネット張ってほしいみたいな要求もたしかあったと思うんですけども、安心して外でそういうボール遊びができるには、そういう施設改善も必要じゃないかと思うんですけども、そういう点では考慮されているのかどうかですね。

公園については、先ほど部長のほうから地域の方々との理解の上で一定のことができるということでしたが、公園の場合にはその場所として必要な設備が必要だと言われました。

ああ、済みません。答弁、欲しかったんですけど、時間がなくなりましたね。では、これは次にお願ひするということで。申しわけありません。用意していただいたようで。今後につなげたいと思います。よろしくお願ひします。準備してくださったようで、申しわけありませんでした。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、西川洋一議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 森 田 真 一 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、1番、森田真一議員の一般質問を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず大項目の1では、生活保護制度についてです。

昨年の12月、生活保護法の改正が行われました。関係者などからは、保護基準の切り下げによる一層の貧困化や、本来保護を適用されるべき方が制度から排除される「水際作戦」が合法化につながるのではないかとい

った指摘がされています。

以下、伺います。

①として、改正による制度の変更の概要について。

②として、同法の「附帯決議」、また厚生労働省の「運用の留意事項」に示される諸事項について、市の対応について伺います。

大項目の2では、これは生活保護制度の法改正に付随をしますが、生活困窮者自立支援制度についてです。

生活保護法改正とあわせて、生活困窮者自立支援法が成立しました。今後の支援計画の策定と課題について伺います。

大項目の3は、AEDの設置・管理についてです。

市内のAED（自動体外式除細動器）の設置状況と管理について伺います。

大項目の4は、消費税増税後の影響と市内商工業者への対策について伺います。

4月より消費税率の引き上げが実施される予定になっています。市内経済への影響が懸念をされます。

以下、伺います。

①として、市内経済への影響の見通しについて。

②として、市内事業者の売り上げ減の対策についてです。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[1 番 森田真一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、生活保護制度の変更の概要についてであります。主な改正の内容は就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化などとなっております。

次に、法律案に対する附帯決議や運用の留意事項についての市の対応であります。それぞれの内容の趣旨を踏まえながら、法に基づき業務を適切に執行してまいりたいと考えております。

次に、生活困窮者に対する今後の支援計画の策定と課題についてであります。生活困窮者自立支援法の成立に伴い、国は平成27年度の制度施行に向けてモデル事業を実施して、事業運営のガイドラインを作成しております。具体的な内容につきましては、ガイドラインで示されるものと考えております。なお、当市におきましては平成26年度にモデル事業を実施する予定としております。このモデル事業を行うことで、支援計画の策定方法や課題等が明らかになってくるものと考えております。

次に、市内のAEDの設置状況と管理についてであります。平成16年度以降、市民の皆様が緊急時にAEDの使用ができることになり、公共施設のほか駅、商業施設など、さまざまな場所において設置が進んでおります。市では平成17年度に公民館や市民センターなどの公共施設に設置をするとともに、平成21年度以降、消防団、自主防災組織等に設置または貸与しております。AEDは、薬事法による医療機器に指定されており、市では厚生労働省の通知に基づき適切に管理をしております。なお、市で設置した、または貸与した以外の設置状況につきましては把握できておりません。

次に、消費税増税の市内経済への影響の見通しについてであります。消費税増税の目的は社会保障関係費の財源として、安定的な税収の確保を図ることとされております。一方で、増税により個人の消費活動の低迷も懸念されますことから、市民生活を初め当市の経済においても影響があるものと考えております。

次に、市内事業者の振興策についてであります。市内商店街等への振興策といたしましては、市内の商店街が実施しますイベント等に対して助成を行っております。また、市民が所有する自己居住用の住宅等のリフォーム工事を市内の建設事業者が行った場合には、その工事代金の一部を補助しております。さらに融資事業といたしましては、小規模事業を営む方に対し、事業の育成、振興及び安定化を図るため、事業資金のあっせんを行っております。平成26年度におきましても、商工会が実施する商店街活性化事業、市内ウォーキングイベントなどに補助を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○1番(森田真一君) 済みません。私、先ほど壇上で大項目の4の消費税の関係ですが、②のところ、「市内事業者の振興策」というところを読み間違えてしまいましたので、御訂正をお願いいたします。

それでは、再質問させていただきます。

まず生活保護制度についてですが、昨年9月議会では、生活保護基準が被保護世帯のみならず国民生活に関連する多くの場面でその基準となっているということを教えていただきました。その後、市内からも数名の受給者の方が、扶助基準の引き下げは生存権の侵害につながるとして、厚労省に不服申し立てを申請されたということも伺っております。

このたびの一連の制度改正は、一部が既に昨年8月から逐次行われ、またことしの7月からはその他の制度改正が実施をされます。一連の国会審議でも議論されていまして、政府が説明している法の趣旨と実施機関の市町村の運用との間で乖離が生じているということが、これまでも問題となっており、このたびの制度改正においても、個々の点で我が市がどのように対応していくのかということが問われているところだと思います。

それでは、伺いますが、初めに市の生活保護受給者の現状についてお伺いします。世帯類型別の受給者数や人数、最近のものがわかれば教えてください。それから、24年度末の扶助種類別の保護費の総額がどれぐらいになるかということも教えてください。

○生活福祉課長(尾崎淑人君) 世帯類型別の世帯数でございますけれども、24年度末で高齢者世帯が511世帯、母子世帯が98世帯、障害者世帯が140世帯、傷病者世帯が182世帯、その他の世帯が264世帯、合計で1,195世帯となっております。なお、人数でございますけれども、システム上、統計をとってございませんので、総人数ということで1,810人が人数でございます。

次に、扶助費別の保護費の総額でございますけれども、24年度末で生活扶助費が10億8,867万8,869円、住宅扶助費が5億2,898万6,478円、医療扶助が12億5,008万1,951円、その他、教育・介護・出産・生業・葬祭扶助等が1億2,454万2,250円、総額で29億9,228万9,548円でございます。

○1番(森田真一君) 次に、このたびの法改正を含めて、一連の制度改正の趣旨について教えてください。

○生活福祉課長(尾崎淑人君) 国の法改正の提案理由によりますと、生活保護制度は憲法25条に規定する理念に基づく、生活の困窮する全ての国民の最低限度の生活を保障する。その自立の助長を図るものとして、重要な役割を担ってきているという認識のもとがあります。反面、制定から60年以上、見直しが行われておらず、近年の生活保護受給者の急増、あるいは不正事案が発生する状況の中で、幅広い観点から見直しの必要があると認識を示しております。こうした課題に対応しつつ、最後のセーフティネットとして、必要な方には確実に生活保護を実施するという基本的な考え方は維持しつつ、今後とも制度に対する国民の信頼を得るために、受

給者の状態や段階に応じた自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化などの所要の措置を講じたとしております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） あわせて、今御説明いただいたところの制度改革の内容について、もうちょっと教えていただけますでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 法改正の内容、多岐にわたっておりますので、項目を述べさせていただきます。

まず、就労による自立の促進、これは法改正で就労自立給付金という制度の創設を行ったものでございます。次に、健康・生活面に着目した支援。健康管理、生活管理のためのそういう支援を創設いたしました。それから、不正・不適正受給対策の強化というところで、項目だけでございますけれども、福祉事務所の調査権限の拡大、それから罰則の引き上げ、あと不正受給の返還金の保護費との相殺、あと扶養義務者に対する報告の求め、あとは扶養義務者に対する通知、第三者求償権の創設、こういうものが不正・不適正受給対策として創設をされたものでございます。次に、保護開始時の申請の関係の改正。最後に、医療扶助の適正化という内容になってございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今挙げていただいた内容を見ますと、これまでも示されていた厚労省の社会援護局長通知であります「平成17年における自立支援プログラムの基本方針」というものに趣旨がよく似ているように思われるんですが、新たに法改正を必要としたその意義について、わかりましたら教えてください。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 今議員から御質問がありました自立支援プログラムの基本方針でございますけれども、こちらについては平成17年に国のほうで出されたものでございまして、従来の経済的な給付を中心とした生活保護制度から実施機関、福祉事務所が組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換するというのを目的として導入されたものでございます。具体的には、保護者世帯の全体を把握した中で、被保護者の状況ですとか自立のための要因を類型化をしまして、その類型化ごとの支援の具体的内容や手順を決めて、これに基づいて必要な支援を組織的に行っていくというものでございます。

今回の法改正というよりは、むしろ昨年から行われる制度改革の部分では、確かに就労支援の強化というところがありまして、これの内容は自立支援プログラムの発展というか延長というか、そういう側面を持ってございます。25年度、昨年度から実施する就労支援対策は、ハローワークと自治体が一体となって就労支援を行っていくとか、あとは早期の集中的な就労、自立を行っていくとか、そういった内容で、17年に出た自立支援プログラムの延長というふうに考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） わかりました。

それでは、個々挙げられた点について、改正点について逐次お伺いしていきたいと思うんです。

初めに、就労・自立支援の強化ということなんですが、これは失業などから受給に至ったその他世帯の稼働年齢層の方が、長期に就労機会が失われることで、稼働能力を活用できていないということを前提にしているのではないかとこのように思われます。当市においても、こういった問題があると考えられているのでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 当市においても、結果として長期間の失業状態になってるという方はいらっしゃいます。こういう方については、ハローワークと一体となって支援体制を整備したり、早急な就労というと

ころで力を入れてるところでございます。

以上です。

○1番(森田真一君) この改正では、フルタイムの就労が困難な場合、短時間のパートでも就労を求めることとされております。求職者がみずから職種や待遇を限定しなければ、十分な雇用の機会があると考えられる状況なんでしょうか。

○生活福祉課長(尾崎淑人君) 短期間のパートでもというところでございますけれども、失職期間が長くなると、どうしても本人の就労する意欲ですとか、そういうものが減退をして就職が難しくなっていくということもございますので、そういうところも踏まえまして、まずは本人の意向ですとか希望に合うような求職活動を御本人にさせていただくというところがございます。一定期間ということで、半年程度。ただ、その後は就職が難しいという場合には、職種ですとか就労場所ですとか、そういうものの範囲の拡大をさせていただいて、さらに生活保護から脱却する程度、ある程度の収入が、就労が困難な場合には、やはり就労するというその期間が必要でございますので、短時間あるいは低額、パートになるかもしれませんが、そういうところですね、本人との共通認識を持って支援をしていこうという内容でございます。就労を可能とすることで、最終的な常勤雇用ができるようなステップアップを目指していくという考えに基づいて行っているものでございます。

ただ、就労に際して、当市は立川のハローワーク管内でございますけれども、有効求人倍率というのが一つの目安なんですけれども、26年1月のところで、一般常用で0.5、パートで0.99、これは東京都全体で比較しますと、東京都全体の場合には、一般常用で1.22、パート常用で1.76という数字が出ておりますので、数字的にはやはり立川管内の就労は難しいのかなというところは、数字上は出ているというふうに考えております。

以上です。

○1番(森田真一君) 私も1月のデータはちょっと見てないんですが、12月のデータで、ハローワークのデータ、見てみたんですが、ちなみにハローワークでは今、求人・求職バランスシートという名前で、各職種別に求人数、求職数というのをバランスシート型にして毎月発表してるんですけども、これ12月のデータを見てみますと、有効求人倍率、全職種では今おっしゃったとおり、12月、フルタイムでは0.46、パートタイムでは0.88と。ある程度の求人数、確保されている職種でいいますと、一般常用であれば接客給仕の職業、自動車運転の職業ですとか、常用のパートでは介護サービスの職種ですとか自動車運転の職種に限られているというのが一つの特徴になっておりました。他の職種で求人倍率が高いというのは、高度な専門性を要する専門職・技能職の不足によると見られるものばかりです。

多摩では、パートでもいいから仕事につきたいと願っても、就労へのハードルが非常に高いということがうかがい知れるところです。

こういった中で、常用雇用の求人票の多くでは、普通免許、自動車免許の所持が必要条件になっているものが多いものと思いますが、この間、私どもに寄せられた相談でも、キャリアの蓄積もなく、金銭の蓄えもないため、自動車免許を取得する機会にも、これまで恵まれてこなかった方が、目の前に適当な求人があっても応募さえできなかった、求職活動の早期の段階で普通免許が取得できていれば、もっと求職の範囲が広げられるのと思うようなケースもありました。

生業扶助というのが、この生活扶助になった一つの項目であります、この中の技能習得費として自動車運転免許の取得に係る費用は支給ができないのでしょうか。

○生活福祉課長(尾崎淑人君) 生活保護制度上の自動車運転免許の取得費用でございますけれども、条件に該

当すればできるという取り扱いになってございます。自動車運転免許を取得する場合というのは、これは生活保護の実施要領、保護手帳でございませうけれども、その中に免許の取得が雇用の条件となっている等、確実に就労するために必要な場合に限るということになってございまして、実務上の取り扱いでは自動車免許の取得を行う場合は、採用内定通知書及び運転免許証がなければ採用されない旨の雇用主の証明書の提出を求めると、そういう実務上の取り扱いの中で費用は出せると、支給ということになってございます。

以上です。

○1番(森田真一君) 私の相談事例でも、そういう御説明だったんで、そのときは、一般的に先に自動車免許を取っというて、それからいろいろ求人票を探そうというふうにはできなかったんです。

それで、今の御説明のとおりなんですけど、生活保護の制度を運用するに当たっては、窓口では生活保護手帳、それから生活保護手帳の別冊問答集と東京都の生活保護運用事例集を参照して、その制度を使えるか使えないかということ判断されているわけなんですけど、今の自動車運転免許の取得に関する記述を見ますと、生活保護手帳や生活保護手帳別冊問答集では、これに関するものは特に記述がなかったものと思われまして。専ら東京都の運用事例集でのみ、今おっしゃっていただいたことが書かれているわけなんですけど、これらの可否は福祉事務所の権限に属する事柄なのか、それともこの東京都の運用事例集に拘束されるものなのかということ教えてください。

○生活福祉課長(尾崎淑人君) まず生活保護の制度上のお話でございませうけど、生活保護制度というのは法定受託事務というところからございませうので、市独自の取り扱いということは、基本的にどうか、できないと。国が一定の内容を示して、それに基づいて我々は実務を行っております。保護手帳、今ありました別冊問答集、あと東京都の運用事例集、それぞれ生活保護の中では実務上の取り扱いを示してあるものでございませう。内容的には、整合性がとれているというふうな考えております。自動車の免許の記述でも、先ほど言いましたように保護手帳では免許が確実に必要な場合に限るという記述でございまして、それを運用事例集の中では、具体的な書類ですね——の内容を示したものであるというふうな理解しておりますので、そういうことで福祉事務所の取り扱いを示しているというふうな認識をしております。

以上です。

○1番(森田真一君) この運用事例集では、今の御説明のとおり内定通知及び運転免許証がなければ採用されない旨の雇用主の証明書の提出を求めるとされているわけなんです。現行これに従って執行していかなければいけないということは理解できましたけれども、これ普通に当てはめて考えますと、内定が決まってから雇用主の方に事情を話して、そういう趣旨のことを書いてもらうというのはなかなかこう、何というかハードルが高いとか、逆に私が雇用主だったら、ほかにいっぱいたくさんいらっしゃるわけですから、別の方をとればそんなことをしなくても、特段その方が気に入っていれば別ですけども、いいんではないかなというふうについて思ってしまうわけですね。

ですから、他の資格ですとか技能習得の関係なんかだと、例えばそうですね、ワード、エクセルが使える方なんていうのはよく求人票に書いてあるわけでありませうけども、こういったものなんかは、その雇用主の証明が出てからみたいなことはないわけですね。ないこともちょっと確認していただきたいんですけども。そういうことからすると、今普通に世の中一般で求められるようなそういう技能というのがあらかじめ習得される中で、その労働支署にエントリーしていくって言ったらいいんですか——ということがないと、なかなか雇用に結びつけるというのは難しいんではないかなというふうな思うんですけども、今のワード、エクセルの話の

事例でも結構ですけど、ちょっと御所見をお伺いしたいと思うんですが。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） ワード、エクセルの事例についてはちょっと、恐らくとれるだろうというふうには思いますけれども、自動車の免許について言いますと、生活保護の制度上、自動車の保有というのは、やはりかなり厳格な規定がございます。そういう意味でも、やっぱり生業扶助という就職のために必要だというところであれば、免許費用を支給できるということが前提になってございますので、あくまでその生業のための支給という側面が必要だというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） よくそういう御説明はあちこちで聞くわけなんですけど、免許の取得と自動車の保有というのは全然別物と私は解しておりますので、そういったところでは就労の機会を広めるために制度の改善を現場でも働きかけてほしいということを要望して、この部分、終わりにしたいと思います。

それでは、次のところなんですけど、健康・生活面に着目した支援の専門的な対応の体制強化というのが挙げられているんですけど、これはどういうメニューが必要になると考えられますでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） この体制の強化の背景なんですけれども、まず被保護者の方が、単身生活ですとか家庭の事情から健康面の支援を周囲から得られないということがあるということ、また糖尿病あるいは肝炎といった完治が困難な患者の割合が、他の健康保険等と比較しても多いというところから、このメニューが出されたというふうに説明されております。

具体的なメニューでございますけれども、例示として次のようなものが何点か挙げられております。健康増進法の健康診査受診などの受診を促して、みずからの健康保持への動機づけを行う。あと健康や疾病に関する相談対応及び必要な健康管理指導、あと通院患者に対して行う受診指導や服薬管理を含む健康管理指導、入院患者を訪問して行う生活指導及び退院支援、あと医療扶助の申請に関する相談対応ですとか必要な助言というところがメニューとして挙げられております。

以上です。

○1番（森田真一君） ということは、これは従前の福祉事務所による指導、指示の範囲と基本的には変わらないということですね。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 必要に応じて、従来もケースワーカー等が嘱託医の先生の意見を聞きながらやっていた内容でございますけれども、今回はその専門的な対応ということで、健康管理員を配置したりというところで、より積極的に体制づくりをとるところでございます。

なお、当市においては、行政規模等の関係もございますので、現在、25年度から医療扶助の支援相談員が配置されてございますので、この業務の一部を既にやっているとございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 済みません。医療扶助の相談員の方というのは、前に御説明いただいたジェネリック医薬品を使用するに当たっての指導というか、援助される方ということでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 医療扶助支援相談員につきましては、前に御答弁させていただきましたジェネリックの医薬品の関係のそういったところのチェックなども行わせていただく相談員ですが、当市におきましては、先ほど生活福祉課長から御答弁させていただきましたけれども、行政規模というところもございまして、この医療扶助支援相談員の業務の一つとして、通常ケースワーカーが指導、指示と助言という中で行うこういった健康・生活面のさまざまな指導、助言等ということを担当していただいているというようなことでござ

います。

以上です。

○1番(森田真一君) この中には、例えばアディクションって言ったらいいんですかね、いわゆる例えばたばこの依存症だとかギャンブル依存症だとかいろんな、俗にそういう言い方をするのかと思うんですが、そういうようなものの治療というか指導、支援みたいなことというのは含まれるんでしょうか。喫煙習慣などは健康面ですとか金銭面でも、生活の圧迫になってるというケースも若干あるのかというふうに見受けられます。医療扶助で禁煙治療が、たしかできるように別冊問答集なんかにはあったと思うんですが、これは一般の健康保険の基準の範囲ぐらいということで理解してよろしいんでしょうか。

○生活福祉課長(尾崎淑人君) アディクションの治療というところでございますけれども、依存的な治療というところ、アルコールですとか喫煙ですとかというところがあると思いますけれども、健康管理というのは医療にかからないような健康管理、生活面も含めて指導、援助をしていくというところでございますので、そのアディクションというのが治療、医療行為という範疇になれば、それは医療行為の話、分野になるだろうというふうに理解をしております。また喫煙治療ですね、これは今議員がおっしゃったように、診療報酬で請求できる範囲、保険適用ができる範囲であれば治療は可能でございます。現に治療をやっている被保護者の方もおります。

以上でございます。

○1番(森田真一君) それでは、次をお伺いしますが、不正・不適正受給対策の強化で罰則を強化することが挙げられております。おとついでにもニュースで厚生労働省が、これだけ、これこれ不正な受給が発見されたと。ちょっと詳しくは覚えてませんが、何件、何億円ありましたみたいなニュースが出て、私も厚生省、どういう発表してんのかなと思ったんですが、厚生省のホームページ、全然そういうこと書いてないで、どういうニュースソースだったのかもよくわかんないんですけども、いずれにせよそういうことがこの改正の中でも挙げられていまして、ここで言われている生活保護法で定められている不正・不適正受給と巷間言われているような、いわゆる不正受給と理解されてるものは、私が話を伺っている範囲では若干というか大分異なってるようにも見受けられるんです。

その誤解のもととなっていることの一つには、生活保護法の63条に基づく返還義務と、生活保護法の78条に基づく返還義務とを混同されて理解されていることにあるんじゃないかというふうに拝察するんですが、この説明と今回の罰則強化が、それぞれどのように関係してるのかってことを教えていただけますでしょうか。

○生活福祉課長(尾崎淑人君) 初めに、厚生省の不正受給の関係の発表は、3日に厚生省のほうで24年度の不正受給の件数ですね、4万件で190億円、過去最悪という見出しで新聞報道がされております。恐らくこの内容ではないかというふうに思います。

それから、条文の関係でございます。63条と78条、いずれも返還金を求める条文でございますけれども、条文の解釈になりますけれども、御説明をさせていただきます。

まず63条については、費用の返還というのが条文の章でございます。この内容でございますけれども、本来的にはこの年金等の遡及に伴う受給、あるいは生命保険等の解約返戻金の受給なので、そのお金の返還を求めるといった場合が本来的な63条の趣旨です。ただ実務的には、保護費を支給した後に、保護人員が減った、あるいは勤労収入があったという場合に、保護費の返還を求めるといったのが実務的な取り扱いでございます。これが63条の基本的な取り扱いでございます。

一方、78条ですね、こちらについては不正受給という表題がついてございます。これは条文をそのまま申し上げます。「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」、これについて、実務上、多い例としては、保護者の方というのは、収入があった場合には届け出をしていただくというところがございます。これの届け出をしない場合ですね、収入申告をしないという事例の場合には、78条というところで不正受給となる事例になるというふうに行っております。

罰則の強化というところでございますけれども、方法の85条で「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、」、現行の規定ですと「3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。」。これ条文を見ますと、78条の不正受給に対しての刑事罰が必要な場合に、この85条が適用されるわけですけれども、この30万円以下の罰金というのが、今回の法改正で100万円以下に改正をされたものでございます。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

---

午前10時49分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（森田真一君） 今63条返還と78条返還について御説明いただいたんですが、ちょっと私の理解の整理のために教えていただきたいんですけども、63条返還というのは、基本的にはその世帯の人の出入りだとか、月々の収入の多寡によって精算や整理をつけていくという普通の出来事について返還を求めるもので、78条返還というのは、いわゆる詐欺だとか、事務所を偽ったり、名前を偽ったりだとか、ほかに隠してある所得があるのを偽って生活保護を受給してるとか、こういうケースは78条、そういうことでよろしいんですかね。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） はい。事例としては、そのとおりだと思います。ただ、78条については申告がなかったというところも含まれます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） これはいろいろ議論されてる中で、一つのケースとしてよく聞かれる話なんですけど、例えばその世帯の方に高校生とかがいちゃって、アルバイトに行っって、親御さんはちょっとよく事情をわかってなかったと。ふたあけてみたら、その高校生のお子さんが、アルバイトの収入が幾ばくかあって、これが結果的に申告できてなかったから、私の解釈だとこれは63条返還の話なのかと思うんですが、たまたま78条返還で返還を要求されると、こういうケースがあったんだという話も聞くんですが、こういう場合なんかはどういうふうに理解されるんでしょう。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 収入の申告につきましては、保護開始時あるいは訪問時に必ずその世帯主、あるいは御本人にも説明を申し上げております。収入があった場合には、必ず申告をしてくださいというところを言っております。したがって、高校生においても、アルバイト収入等があった場合に申告がなければ、基本的には78条適用というところになります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私これ聞いて、つい思い出しちゃうのが、税務署なんかで修正申告を求められたりとか、

税務調査が入って修正申告を求められたときなんかは、その事情に応じてそれなりにこう、これは制度の理解の不足や過誤から発生したんだなというようなものについて加算税をつけたりとか、非常に故意的、恣意的な仮装申告をしてることによって税金を払わないようにしてたケースなんかと、重加算税つけてより重く罰則的に徴税したりとかすることがあるわけですけども、それなりにグレードがあるんだと思うんですよ。

先ほど高校生のアルバイトの話、例示しましたけど、日常生活で間々あるような話までが、この78条返還に該当するというのは、私はちょっとなじまないかなというふうに思うんです。この63条に入るのか、78条返還に入るのかという判断は、これは福祉事務所長が、その事情を勘案して判断するってことなんですか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 63条については、事務的に取り扱ってるところでございます。78条については、ケース診断会議というところで、ケースワーカー、あと係長、査察指導員、あとは幹部職員として私が入りまして、個々のケースを診断いたしまして、最終的に78条適用というところを決定しているところでございます。以上でございます。

○1番（森田真一君） そうしますと、先ほど御紹介いただいた全国で4万件、190億円の不正受給があるという報道は、こういった個々にいろんな事情が発生したりとかするケースやら何やら、もう全部入れ込んで報道してるということなんでしょうかね。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 先ほどの厚労省が出しました4万件、190億円というのは、いわゆる78条適用の返還金の合計だというふうに思いますので、今議員のおっしゃったとおりだというふうに思います。以上です。

○1番（森田真一君） わかりました。

じゃ、次のところへ行かさせていただきます。

こういったことにかかわってくるかと思うんですが、この改正の中では調査権限の拡大で、現行、資産及び収入のみを調査対象としていますけれども、改正によって、これに加えて求職活動の状況や健康状態についても調査をする、調査の権限を拡大するとなっております。これまでも本人の総合的な事情とかかわりなく、求職活動の有無自体が保護適用の要件、すなわちこれを満たさないと適用できないものと拡大解釈をされて、いわゆる「水際作戦」として、本来保護を受けるべき方々が事実上制度から締め出されてきたことが問題となっていました。これまで以上に、そういった傾向が、この改正で強くなるんじゃないかという懸念が当事者団体などからも示されているところですが、どういう点に留意をすべきと考えられますでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 私どもは、東京都の研修及び指導の中で、稼働能力があると思われる方から相談等があった場合は、申請受理後に稼働能力の有無の判断に加えて、稼働能力を活用しているか否かの判断を行うことになる。相談者に対しては、生活保護の適用に当たっては、稼働能力の活用が要件であることを説明すると。したがって、単に健康で稼働能力があるといった理由だけで、保護申請を拒否することはできないという指導及び研修を常に受けておりますので、当市においてもこのような運営を行っているところでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） この改正の中では、最初に受給してから6カ月間の間に、集中して就労支援をするということになってるわけで、それぞれの方が、最初に私、聞いたところでは、自立活動確認書というのを結ぶことになっているというふうに伺っております。この制度をつくるときに、厚生労働省のほうの説明では、不人気な職種でも職種を選ばなければ十分就職可能だというようなことをおっしゃられて、例えば清掃ですとか調

理、整備、その他の工場での労働というようなことを例示をされているというふうに伺っております。これはそういうことでよろしいでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 昨年来、出ました就職についての中に、確かに就労活動計画書というのはございますけれども、現在当市ではまだ実務上として、そういう書類をとってやってるケースはございません。あと職種の話でございますけれども、あくまで福祉事務所と御本人の話し合いというか、御納得いただいてという側面もありますので、そういう中でそういう職種を御本人がやってみるということであれば、そういうところの就労もあるだろうというふうに思っております。

以上です。

○1番（森田真一君） その御対応が、一番正しい対応なんだというふうに私も思います。

今例示した4つの職種、実際自分がきょう失業してたとして、そういう職種でならば求人に応募できるのかということ、試しにハローワークの求人・求職のシステムでも見てみたんです。先ほど触れました求人・求職バランスシートで、今挙げた4つの職種がどれぐらいの求人倍率になってるかというのを確かめてみたんですけども、これはフルタイムでいえば、清掃で0.22、パートでは0.73、調理ですとフルタイムで0.62、パートで1.25、整備ですとフルタイムで0.73でパートで1.20、その他の工場勤務だとフルタイムで0.42でパートタイムで1.16ということで、求職人数にすると多摩全体で261人ということになるんですけど、このとき多摩で求職者、求職しても仕事が見つからないという方が2万2,312人いらっしゃるということで、つまりパートでもいいから仕事をしたいと思って、そのあいてるはずだと言われるような職種に応募しても、100人に1人しかパートでも採用されないと、こういう労働環境なんだということがわかりました。

これは過去に、平成24年7月に、既にこれは東京高裁で確定してはいますが、新宿七夕訴訟って呼ばれる訴訟がありました。これは新宿区が、ホームレスになった方の稼働能力の不活用を理由として、保護申請を拒否したことについて争ったケースなんですけど、この中で裁判所はどういうふうに判断したかということ、稼働能力は具体的に働く場がなければ活用ができない、法は不可能を強制できないとされております。たまたま今の話でいうと、100人に1人の1番目に当たれば、これは幸いなんですけど、100番目にいけば、前99人がどんどん就職していく中、ずっと待ち続けていくという非常に厳しい話でありますので、追い込み型の就労指導にならないように、ぜひお願いをしたいということは、ここ、つけ加えをさせていただきます。

それでは、次に行きまして扶養義務者に対する報告の求めなんですけど、生活保持義務関係にある者と生活扶助義務関係にある者というのが、この中にあるんですけども、これらが混同されて巷間理解されてるんじゃないかなという節があります。以前に、母親が生活保護を受給していたある著名人の方が、法的な根拠も示されないまま、不正受給だとテレビなどで法人に指弾されるという事件があったことは記憶に新しいところです。受給者に対する親族などの扶養義務は、本来どのような関係になってるかというのを教えてください。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 扶養義務の関係でございます。

まず民法上の扶養義務の規定でございますけれども、民法上はまず夫婦、あと次に直系血族及び兄弟姉妹、これが絶対的扶養義務者と言われているものでございます。それから三親等内の親族で特別な事情がある者、これが相対的扶養義務者というふうに言われております。

次に、生活保護制度、今議員がおっしゃった生活保持義務関係と生活扶助義務関係という2つの、これは民法上の解釈上の通説と言われておりますけれども、これがございます。生活保持義務関係というのは、最低限度の生活様式を維持した上で、余禄があれば自身と同程度の生活を保持させる義務と言われております。これに

については夫婦、あと親の未成熟の子に対する関係が、この生活保持義務関係というふうにされております。次に、生活扶助義務関係、これはその者と同居者が社会的地位にふさわしい生活を成り立たせた上で、なお余裕があれば援助する義務ということが通説の解釈でございます。この範囲が、直系血族及び兄弟姉妹、さらに三親等内の親族で特別な事情がある者というふうになっております。

以上です。

○1番（森田真一君） ちょっと法律の条文だとわからないんですけど、私のほうで全社協の「生活と福祉」という雑誌が出てますけれども、そこの2014年の1月号の中で、厚生労働省の社会・援護局保護課が、「改正生活保護法について」ということで解説をされているんですけども、「明らかに扶養が可能と思われるにもかかわらず履行していないと認められる極めて限定的な場合に限り改めて報告を求める」とあります。明らかに可能とされる線引きは、誰がどのように判断をされるのでしょうか。扶養義務者が報告を拒否した場合、勤務先ですとか金融機関、居住の自治体などへの照会をするなど、よく税金の世界で「反面調査」という言い方をするんですけど、御本人の意思に反してそういった裏をとるようなことが行われる場合もあるのでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 今議員から御質問がありました、明らかに扶養が可能と思われる者に限定的に報告を求めるといふ発言でございますけれども、この発言は恐らく国会の厚生労働委員会の質疑の際に、厚生労働副大臣が発言された内容だと思っております。その後の発言で、この内容については省令で明記してまいりたいということが発言をされております。さらに運用の留意事項の中にこの辺の記述がございまして、明らかに扶養が可能な場合というのが例示されております。それによりますと、定期的に会って交際状態が良好であること、あるいは扶養義務者が勤務先から該当する生活保護受給者の扶養手当を受け、さらに税法上の扶養控除を受けていること、あるいは高額収入を得ているなど明らかに十分な資力があること、こういう場合に限って報告を求めるといふところでございます。したがって、事例としては極めて限定的な扱いになるだろうというふうに考えてございます。

○1番（森田真一君） それでは、ここで扶養能力調査をされるに当たっての扶養能力とは具体的にはどういうことを指すのかってことを教えてください。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 一般的に扶養能力といえますのは、金銭的な扶養が中心になると思いますけれども、そのほかにも保護者に対する定期的な訪問、あるいは電話でのやりとり、手紙でのやりとり、一時的な子供の預かり、こういう精神的な支援も扶養能力といふところに広く含めているといふところでございます。以上です。

○1番（森田真一君） そうですね。金銭的な支援にともすると焦点が当たりがちなんですが、実際にケースワーカーさん、個々のケースで対応されるのに、やっぱりその他の支援、今挙げられたような精神的な支援というのは非常に御苦労されているところでもあり、そういったことが家族からやお知り合いですとかね、援助していただける方から支援を求められると非常に助かるんだろうなといふことはよくわかります。

それでは、次のところをちょっとお伺いしますが、第三者行為求償権の創設で、例えば自動車事故などで損保会社が支払うべき医療費が請求されずに医療扶助が適用されるケースでは、自治体が代位して請求するということになります。別冊問答集の表記ですと、法63条に基づく費用返還と資力の発生時点という項目で、自動車保険からの医療費の扱いに触れておりますけれども、実質は市が直接保険会社に支払わせるということの意味で理解してよいのでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 第三者行為求償権の関係でございます。実務の中では、交通事故の医療費の支払いといいますのは、その責任割合、過失割合とも言いますが、そういうところで保険金の給付がすぐ払われないというケースが多いというのが現実でございます。その場合は、費用の立てかえ払いというところで、福祉事務所が医療扶助を支払うということがあります。その後、責任割合が決定しまして、被保護者の方が保険会社に請求をして、その費用を福祉事務所に返還をしていただくという流れになるんですけども、なかなか医療扶助が対応できたというところ、事故後ということもあって、かなりの日数がたった後で、その請求をしないという事例が、他の自治体等で散見をされたということで、福祉事務所が第三者、生命保険会社あるいは事故の加害者っていいですか、そちらの第三者に対して請求権を取得するという規定が新たに創設されたというのが、この経緯でございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 厚生労働省の改正の説明資料なんかでも、いわゆる社会保険などや民間の保険などの第1のセーフティネットが本来果たすべき役割が十分果たされてないということもあると思うんですけども、そういうのがいきなり生活保護の制度の中に丸投げされているという経過があって、そこをそうさせないために第2のセーフティネットになるような自立支援法ですとか今回の改正ですとか、そういった一連の制度を新たに強化をして生活保護制度を守るんだって、こんなようなことを図解して説明されてたかと思うんですね。

保険制度など先行すべきセーフティネットが負担すべきものを本来負担しておらず、最後のセーフティネットである生活保護制度にその負担を押しつけているというケースは、この自動車保険に限らず、例えば労災って医療費を本来労災保険から支給されるべきところが、いろんな経過の中でそうなくなって、医療扶助に肩がわりされるというケースもあるのかと思うんです。別冊問答集では、ここら辺は触れられてないんですが、東京都の運用事例集では災害発生日にさかのぼって費用返還を求めるということになってるんで、事実としてもそういう対応されてるんだと思うんですけど、市ではこういったケースなんかは過去にあったんでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） ちょっと私が記憶してる中ではないので、長い職員に聞いたところ、労災の関係で医療費を立てかえたという例は当市ではないということでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） いわゆるブラック企業などと言われるような事業所では、労災隠しなどで、本来は適用すべき社会保険や労働保険を未加入、また利用させないで、疾病を生じた労働者に退職を強要したり、そして失業に至るといったケースも現実にあります。現に医療扶助を受けていて、本来は加入しているはずの社会保険・労災保険などから優先されることが明らかに期待できる場合、申し立てによって遡及して医療給付請求できるというケースも想定されるわけですが、そういうケースについても自治体が代位して請求することというのは可能なのでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 今回の法制度の改正の内容は、あくまで交通事故を原因とした損害賠償請求権の制度というところでございます。したがって、労働災害については該当しないというふうに考えてございます。労働災害というのは、基本的には本人と雇用主の問題という側面が強うございますし、あと交通事故の場合は事故の存在が確実というところがありますけれども、労災の場合は事故、存在そのものが争われるという事例も多い関係がございますので、その辺については今回の法改正の対象にはなっていないというところでございます。

以上です。

○1番（森田真一君）　そうですね、労災であるということは本人から申し立てて、労働基準監督署が判断するのに大体2カ月から3カ月ぐらいはかかるでしょうから、その間は先行して医療扶助が立てかえするということは、これはもう当然といえば当然なことなんだと思います。ただそういう事実がある場合には、この運用事例集でも指し示してるとおり、きちんとしていくということが必要なんではないかなというふうに思っております。

次に行きますが、当事者団体からは、誰もが自由に保護のしおりや申請書を手に入れられるように、カウンターにそれらを常備して申請権を保障すべきだという要望も出されていますが、これについてはいかがでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君）　生活保護の相談を受けるときに、まず大事なことといたしますのは、まず生活保護の制度の仕組みを理解して、説明して理解していただくということが最も重要であるというふうに我々は考えております。保護申請後には、資産や収入の調査もありますので、その辺に丁寧な説明が必要であるということを考えております。ただし、御本人からですね、相談者から保護申請の意思が確認されたときは、速やかに保護の申請書を交付して、申請は受け付けなければならないということは、実務上の取り扱いとしてやっております。

なお、申請書のカウンターの関係でございますけれども、国の考え方、当市でも同じですけれども、相談者が自由にとれるということではなくて、申請意思が示された場合には、すぐに申請書が出せる準備ができていればいいというのが取り扱いでございます。当市においても、そのような取り扱いを行っているところでございます。

以上です。

○1番（森田真一君）　今回の法改正の附帯決議の中でも、「生活保護制度の説明資料、申請書等について保護の相談窓口で常時配備するなど相談窓口における適切な対応について指導すること。」というふうに決議されておまして、ぜひその趣旨は現場において酌んでいただきたいというふうに思うところです。特に制度の周知については、これは生活保護、直接申請を予定するという方だけではなくて、市民全体の方が生活保護の制度ってどういうふうになっているんだろうというようなことを知っていただくという機会でもありますので、カウンターに、例えば保護のしおりだけでも先行して置いていただくとかいうようなことは好ましいことというふうに思うんですが、その点についていかがですか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君）　現状はしおりはカウンターには置いてございませんけれども、欲しいと言われればすぐに出しているのが現状でございます。

以上です。

○1番（森田真一君）　求めれば出していただくことはもちろんのことですけれども、これはぜひ、今各地の窓口でも、やっぱりこれを受けてカウンターに常備するというふうなことをしてる自治体もだんだん出てまいりますので、ぜひお願いしたいということは、ここで申し上げたいと思います。

市の所定の申請書を使用しなくも、書面または口頭で申請の意思が明らかであれば、その時点で申請があったものとみなすことは可能なのでしょうか。また、申請の意思が明白でない場合でも、保護の必要性が明らかに急迫した状態で見られる場合については、保護は可能なのかどうか教えてください。

○生活福祉課長（尾崎淑人君）　いわゆる市の様式でない申請書を使用した場合、これは有効でございます。それから口頭申請でございますけれども、従来、そして今回の法改正以降においても口頭申請は可能でございま

す。ただ、口頭申請の場合には、やっぱり申請の日付というのが生活保護の場合には重要でございますので、こちらで書類をつくって署名をして、申請日を明らかにするという事は、実務上は必要だろうというふうに考えてございます。

それから申請意思がなくてもという部分でございますけれども、こちらについては生活保護法の第7条の中に、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護申請がなくても必要な保護を行うことができる、いわゆる職権保護の規定でございますので、こちらについては法律上、制度上可能でございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 口頭申請については、口頭でその意思表示を明らかにしてる場合は、その日以外の何物も申請日じゃないというふうに考えられますので、これは実際にそのケースが発生したところで判断されるということで理解をしたいと思います。

る御説明いただいとるところなわけなんです、基本的には国会答弁なんかでも、今までと比べてこの申請の基準を殊さら窓口を狭めて減額するという、そういうものではないんだという内容のことを大臣なんかもお話しになってたかと思うんですけども、実はきょうの東京新聞の報道によりますと、厚生労働省が今省令案を発表してパブリックコメントを求めているということに触れて、弁護士や社会保険労務士などの法律家で作っています生活保護問題対策全国会議という組織があるんですが、こちらが声明を出されて、この厚生労働省の省令案が、今までの国会答弁や法の修正内容が反映されてないような内容が盛り込まれているということで、これでは国会答弁等々で言ったことをほごにするペテンだと批判をしていました。先ほど明らかに扶養が期待できる場合などというケースなどでは、これは省令で定めるというふうにお話しされましたけども、この省令自体が国会審議の中で言ってたそもそのところと、相当もう既にかけて離れてるのではないかなと思います。まだきょうのきょうの話なんで情報は特に入っていない、それ以上の情報は入っていないと思いますけれども、きのうまでの時点では今教えていただいた内容で窓口業務をやっていくということですので、そのところは変わらないと思うんですが、御所見をちょっとお伺いしたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今議員からお話ありましたように、現在パブリックコメントを募集されているということでございますし、私どももそういった情報収集は、国や東京都を通じて積極的にしてまいりたいというふうに思っております。ただ生活保護事務につきましては、やはり法定受託事務でございますので、全国的に同じような内容で適切に事務を実施していかなければいけないということでございますので、そういったところも踏まえまして情報収集をしながら、適切な事務の執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 承知しました。

それでは、項目を変えまして、大項目2の生活困窮者自立支援制度についてお伺いします。

これは生活保護法の改正と一体となって提出されてる——制度化されたものですが、そもそもこの制度の概要と、これから予定されてるモデル事業について簡単に教えてください。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 生活困窮者自立支援事業でございますけれども、生活保護に至る前の生活困窮者や生活保護を脱却した者が再び生活保護に陥らないようにするため、生活困窮者の自立支援の強化を図る必要性から、必須事業を含む各種事業を実施するため、生活困窮者自立支援法を制定し、平成27年4月から施行するものでございます。

自立支援事業の内容ですけれども、必須事業として自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、あと任意事

業として就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業、こういうものが任意事業として挙げられてございます。事業内容については、ちょっと長くなりますので省略をさせていただいて、モデル事業でございますけれども、27年度の本施行前に、25年度から各種支援を試行的に実施して、支援の実施に当たっての課題や成果等を把握するとともに、施行に向けた地域の整備体制を図るための仕組みというところで実施されてるものでございます。25年度については、全国で68団体が実施しております。26年度については、さらに多くの自治体で実施できるようにということで、国が25年度の補正予算を組みましてモデル事業の自治体を募集したところでございます。当市においても、協議をしているところでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） これは25年度でいうと、足立ですとか、それから国分寺なんかで先行してやられてるというふうに思うんですけども、今回、全国一斉で始まるということになると、委託する場合なんかだと、この受け皿となるような団体が、どれだけリソースがあるのかということも問題になってくるのかと思うんです。この自立支援事業の委託の受け皿となる民間企業の資格基準というのが、今のところ余り明示されてないということで、これは本当にうっかりすると新たな貧困ビジネスの温床になりかねないという指摘もありますし、また訓練に名をかりた最低賃金を下回るような就労が横行しかねないと、公金を投入して地域の賃金相場を引き下げることになりかねないという指摘もされているところです。そういうふうにならないように願うわけですが、こういう点ではどういう留意が必要になりますでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） まず委託事業者でございますけれども、当市の場合で考えていることは、プロポーザルで、公募で選定をしたいというふうに考えてございます。募集条件の中で、他の自治体で生活保護の関連の相談事業とか支援事業の実績があること、あるいは経理や決算状況、またプレゼンテーションを通して公平、公正、そして適切な委託業者というものを選定していきたいというふうに考えてございます。

また事業者の質というところでございますけれども、国から出されてる質疑応答集の中では、そういう事業者が、質の低い事業者といえますか、そういう事業者が出ないように事業者の把握を行っていきたいというふうな文言がございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 市民の方の中には、中・軽度の鬱ですとか統合失調症などの障害でひきこもりですとか、またメンタル面に困難を抱えるというような方、結構いらっしゃると思うんです。こういう方が、一般就労もしばしばされるけれども、病状によってそれが断続的になると、こういうような方もおいでのようです。こういった方が要望されてるような、中間的就労の場を確保するということは、この事業の中では想定されているものなのでしょうか。また市内において、その必要性、どのように考えられていますでしょうか。

○生活福祉課長（尾崎淑人君） 中間就労の場の確保というところですけども、生活困窮者の自立支援事業の中に就労支援というのがございますけれども、現在、国から案ということで示されているものがございます。就労支援案なんですけれども。その中で、一般就労に、最終的には一般就労に至る前の段階として、就労準備事業であるとか、あるいは中間就労の位置づけをして、就労職業訓練事業ですね、こういうものがメニューとしてはございます。ただ対象者の中には、ひきこもりの方ですとかメンタルの方も入ってございますけれども、生活困窮事業の中では、最終的にはやっぱり一般就労につなげるというところが大きなところでございますので、その中の一つのステップとして、そういう中間的就労的な位置づけはしてございます。

以上です。

○1番（森田真一君） この点についても、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

この自立支援制度には、受託事業所に福祉事務所への通報を義務づけていないということも指摘されているんです。これはこのモデル事業を進めていただく中で、ぜひそういうふうにならないように、うまく就労できれば、就労して自立できればいいわけですけども、なかなか困難な方については、きちんと本来の生活保護の制度につながるようにしていただきたいということ、これお願ひをするということなんで、質問というよりはお願ひですので、添えさせていただきますと思ひます。

真に生活保護を必要とされる方が、窓口行政の恣意的な排除によって制度から遠ざけられる「水際作戦」があつてはならないということは言うまでもありませんが、生活困窮者自立支援制度が、それをさらに助長するような、これは「沖合作戦」なんて言い方、最近されるそうなんです、そういうことにならないように国会でも附帯決議がされました。これまで国も寄り添ひ型支援、社会的自立支援、段階的支援ということを挙げておられましたんで、この趣旨を守つて現場での制度を進めていただけるようにお願ひをしまして、この項目は締めさせていただきますと思ひます。

次に、AEDの設置・管理についてです。

東日本大震災から間もなく4年目を迎えようとしています。今議会では、多くの議員さんからも防災に関する質問たくさん出てますが、私は防災・救急の主要な機器の一つでもありますAEDについてお伺ひします。

今官民含め、現在市内にあるAEDはどこに設置されているかということについては、先ほど市長のほうからお答えいただきまして、市が設置しているもの、また貸与しているものについては把握されてるということでしたが——とともに民間については把握されてないということでお伺ひしました。市のほうで把握されている台数は何台あるんでしたっけ。

○福祉部長（吉沢寿子君） 資料のほうで御提出させていただいておりますけれども、市でいわゆる管理をしている、把握している台数というのは70台でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） このAEDの維持・メンテナンスなんです、大体どういうサイクルで、どれぐらいの費用かかるものなんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず市のほうで平成17年度に設置したときに、そのときは購入をした価格でございますけれども、1台当たり31万5,000円でございます。AEDにつきましては、大体本体価格、購入の場合には25万円から42万円程度かかるというふうに言われております。耐用年数としては、法定耐用年数としては4年というふうに言われておりますけれども、大体業者としては、通常保管、バッテリーの推定寿命として5年間というふうに言われておりました、大体そのバッテリーを購入する場合には、5万円から8万円かかるということでございます。また、電極のパッドにつきましては使い捨てで、使用期限があるものでございますので、これは未使用であっても交換が必要となります。これは大体1年半から2年有効とされまして、金額が1万円から2万円ぐらいということでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 市が防災団体だとか、それから自治会ですとか、また一部銭湯なんかにも貸与されているというふうに資料でいただきましたけども、貸し出しをされるときには、この維持管理については条件を出されていらっしゃるんでしょうか。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 市が貸与したものの条件等でございますが、AEDにつきましては市の貸与に

関する要綱がございます。貸与したものでございますが、要綱の中で、AEDの管理につきましては貸与された自主防災団体におきまして維持、修繕、返還等に要する費用は、貸与組織が負担していただくものというところでございます。ですから、AEDをお渡しするときにも、この件につきまして再度確認をさせていただきます、お渡しをしてるということでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 貸与されたAEDは、メンテナンスは借り主さんのほうで御負担いただいているということですが、今ほどのAEDの一般的な費用のかかるタイミングでいうと、貸し出ししてからおよそ4年となつて、今回バッテリー交換の時期を迎えるということになります。そうすると、このバッテリーの交換の費用、借り主さんのほうで負担するということになるのか。お声としては、非常に高額なんでとても交換のお金、出し切れないと。このままお返しせざるを得ないのかと、こういうような声もあるんですが、広く利用され、個人的に使うものではありませんので、こういったものが個人の負担ってことになってしまっているのかどうかっていうことが気になります。市では今後、機械そのものの交換時期も迫ってるということもありますので、対応をどういうふうにするかということをお考えがあったら教えてください。

○総務部長（北田和雄君） AEDの貸し出しにつきましては、維持管理経費については、先ほど防災安全課長、御説明いたしましたとおり借りた人に負担していただくというふうになっております。ただ、福祉部長が申しましたように製品寿命がございます。ですからその製品寿命がきたもので、交換までもその借りてる人にといいのは、やはりこれは負担的にはかなり難しいものがあると思いますので、機器の製品寿命がきて更新をけななきゃならないというケースのときには、市のほうでまたどう対応していくかは、今後検討していかなくいけないというふうには考えてます。

以上です。

○1番（森田真一君） これはどなたが、この機械のどこでどうお世話になるかわからないものですから、ぜひ置き切れなくなったということにならないように、例えば市のほうで今後、貸与分もリースに切りかえていくというようなことで対応していただきたいというふうに思います。そういうふうなことでお願いしますが、いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 同じことになってしまいますが、先ほどお答えしましたとおり、機器の寿命がきてもうそれが使えないと。ですから、その機器の更新自身を貸与者に、維持管理の一環だということをお願いをするというのは、機器が高額なものですからなかなか難しいというふうには理解はしております。それは機器の更新時期が来たときには、検討せざるを得ない課題であるというふうに認識はしているということでございます。

○1番（森田真一君） よくわかりました。ありがとうございました。

市はみずから管理している分、70台についてはAEDの所在を把握されてるというふうにお伺いしましたが、厚生労働省のホームページにリンクをされています日本救急医療財団の検索ページに登録されている市内に設置された官民の所有する57台、これは誰でも把握することができるんです。そのほとんどが、実はこの70台と重なっておりません、国・都の施設などは確実に設置されているにもかかわらず、ほとんどこれが登録されていないんです。市内にこれらのものも含めると130台以上は確実にあるはずなんで、こういった情報が一元的に把握できると大変市民にとっては安心安全が深まるのではないかとこのように思います。とりあえず今わかっている分で結構かと思っておりますので、この厚生労働省のホームページにリンクされている検索ページに自

由に登録できることになっていきますので、登録をしていただいて、市のホームページにできましたらリンクを張ったりとか、今後マップ化していただいて、表示ができるようになる大変よいのではないかとこのように思うんですが、いかがでしょうか。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 民間等を含めましたAEDの設置マップについてでございますが、現在、市所有のAEDにつきましては、東大和市防災マップとしてホームページにアップしてございます。民間等を含めましたマップにつきましては、またそれぞれのマップのリンクにつきましては、今後研究をしてみたいというふうに考えてございます。

以上です。

○1番（森田真一君） この財団の検索ページというのは、公開をしていいですよって民間のほうでおっしゃっていただいている分だけが表示されてるということですので、AEDって1分1秒を争って必要となるものですから、市内のどの場所に設置されてるかっていう情報が少しでも集約されていけば、それだけでも本当に役に立つものだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

これは次の項目に行かせていただきます。

消費税増税の影響と市内商工業振興策についてなんです、市では現在の経済情勢をどのように受けとめられていらっしゃるのか、お願ひします。

○環境部長（田口茂夫君） 国内の経済状況につきましては、回復基調が続いているというような報道等もされておりますが、実質、市内におきましては回復基調が実感できる状況にはないものと考えております。また一部商品などにつきましても、円安等の状況によっても価格が上がったりしているものもございます。また今後、先ほど議員のほうからお話ありました消費税の増税等による個人の消費活動につきましても、まあ今月いっぱいまでは活発的なところがあるとは思ひますが、4月に入りましたら、その影響もありますことから、若干4月におきますと消費動向も低迷するというふうなことも言われております。当市におきましても、この状況が少なからず影響があるものと考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 例えば商工会の新春賀詞交歓会ですとか、いろんなところで皆さんの御挨拶なんか伺うと、やはりどの方も、世の中一般には何か景気は上向きだみたいな話になってるんだけど、自分のところではなかなかそういう空気を感じないという方、等しくおっしゃっておられました。そのとおりだと思います。

雇用環境については、私は先ほどのところで触れさせていただきましたけども、賃金の動向についても、厚生労働省が毎月、勤労統計、発表しておりますけれども、これでも25年度の確定値でいうと、現金給与総額の実質賃金ベースで、前年に比べても0.5%の減となっております、とりわけ従業員30人未満の零細事業所では、殊のほか下落が大きいということが伝えられています。増税前の現在でも、雇用でも賃金でも萎縮をしながら、増税が行われることとなります。そうすると、一層の購買力の減退が懸念をされてるところです。

今回は予算概要で示されている市内一斉富くじセールの事業が新たに載せられましたけども、これについて簡単に教えてください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 商店街振興策といたしまして、平成26年度に商工会に対して市内一斉富くじセールにかかわる補助金を交付して市内商業の活性化を図ります。市内一斉富くじセールにつきましては、商工会においてことしの秋に1カ月の期間を設けて開催すると聞いております。市内商店会等における厳しい状況を鑑み、東大和市商工会が市内一斉売り出しを主催することで、市内商業の活性化を図るものでございます。

具体的には、富くじセール期間中に参加店ごとに200円の富くじを1枚進呈して、消費者とのコミュニケーションを図ります。産業まつりの会場におきまして公開抽せんを行い、イベント参加推進による商工会、商店会の認知度の向上を図ります。当選者には115万円分のお買い物券を配布して、市内商店街での購買意欲の向上を図り、販売促進、来店を図ります。産業まつり会場におきまして、チラシ持参の6歳以下の子供連れの方に、先着500名の方に風船を配布するといった企画が予定されているというところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） こういったことは、非常に大切なことだと思います。今回予算、こうやってつけていただいたの本当に感謝をしています。

政府は今後、4月から消費税率8%にするということを今計画をされていて、来年の春は10%へと引き上げることを予定されてるわけですが、8%に上がった当座3カ月ぐらいは、駆け込み需要の反動があつて厳しいところはちょっとあるのではないかとこのように考えているけれども、7月以降の景気動向を見て10%への税率引き上げを判断するというのを説明されているわけです。大体3カ月というふうに政府は見立ててるんですが、より長期に影響が続いた場合に、こういった富くじセールを含めて、商店振興策、第2弾、第3弾というようなことを、手だてをとられるということは今後考えられるのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 先ほど課長のほうからお話をさせていただきました市内一斉富くじセールにつきましては、ことしの秋口に行くということで、消費税の影響の一定の動向が出た段階での事業になるかなというふうに思っております。今議員からお話がありました8%から10%への引き上げ等におきまして、影響等も鑑みまして商工会並びに各商店さんの皆様の御意見を承りながら、こういった対応につきまして検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 国内の主要519社が加盟してます日本チェーンストア協会というスーパーマーケットなどの団体があるんですが、ここが毎月のように販売統計というものを発表されていて、これによりますと5%に増税した平成9年以降、右肩下がりに総売上額が減少して、24年までの15年間で総売り上げは26%、ピーク時から減少したと発表しています。もちろん複合要因はあるとはいえ、消費税の増税が引き金となって、地元商店街と比べても比較的優位にあるこれらのスーパーにおいてさえ、長期にわたり回復できないほどの打撃を与えてきたということがうかがい知れます。そういった意味では、3カ月ぐらいで本当に回復できるのかなというのは、非常に私としては不安な、心配をしているところではありますが、ぜひ機動的に市のほうでもこういった商工振興策、状況を見て打っていただきたいということを、ここではお願いをしたいと思います。

それから、次の項目へ行きますが、予算概要で示されている商店街の装飾灯の維持について概要を教えてください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 平成26年度の東大和市商工会に対する補助金につきまして、商店街等の装飾灯の維持を図るために補助金の増額を行います。現在商工会におきましては、装飾灯電気代につきまして、装飾灯を有する商店街におおむね2分の1の補助金を出しております。電気代の高騰によりまして、各商店街では装飾灯の電球数を減らすなどの工夫をして対応してございます。装飾灯につきましては、商店街への誘客及び防犯等から非常に重要な施設と考えております。今回、装飾灯の維持管理に必要な経費として45万円の増額を行う予定でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私、市内のある商店会でお話を伺いましたら、現在80灯ほど街路灯を維持されている商店会で、電気料金がこの3年間の間に50%も値上がりして、毎月9万円近い負担をしているんだというお話を伺いました。

この商店会では、東京都が環境対応型商店街活性化事業というのを設けていて、それを利用してLED化を検討しているということなんです、現在の80灯を60灯ぐらいに絞り込んでも3,000万円近いお金がかかるんだということなんです。東京都から3分の2の補助を得ても、なお1,000万円が新たな商店会の負担ということになりますので、仮に節電効果で電気代が3分の1ぐらいになったとしても、年間50万円ぐらいしか浮かないですから、もととるのに20年ぐらいかかると、こういう計算になるわけです。LEDですとか器具の寿命は、大体俗に10年ぐらいと言われてるそうなので、これはなかなかペイしないというのが実態です。商店会の会員数も伸び悩む中で、街路灯を維持できず撤去している商店街というのも全国各地であらわれています。商店の振興という点でももちろんなんです、今課長からもお話あったとおり、防犯上ということからしても街路灯を維持してほしいという市民の声は大変多いものと思います。

そこで、これどうやって維持していこうかってことなんです、これも例えばってことなんです、原発事故以降、市民が共同出資して太陽光発電所を設置して、自治体がそれを支援するということが各地で行われています。こうした中で、最近では商店街と市民が共同して商店街のLED化の推進に市民が出資して、LEDをリースしながら節電した電力を住宅などで使用して、電気代でこの投資を回収するという発電所ならぬ「節電所」って言い方してるんですが、「節電所」と称して商店街の支援とCO<sub>2</sub>削減を同時に行うという技法も研究されているそうです。市でもこういった方法が支援に使えないか、ぜひ研究をしていただきたいと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員からお話のありました節電所ですか、そういったお話、私どもが得てる情報の中では、福井のほうでそのような市民共同節電所というものを、NPOさんが平成25年の秋にファンドというような形で行ったというふうに情報は得ております。こういった手法につきましても、市だけではなくて、そういった商店街におきましても、そういった手法が、情報提供を行いまして、そういったことが使えるかどうか、少し研究してみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ぜひ御研究をしていただいて、私たちにも情報提供していただきたいというふうに思います。

締めますが、日本共産党は、日本経済と地域に深刻な打撃を及ぼす、この4月からの8%への消費税増税を直ちに中止することを求めるとともに、来春4月の10%へのさらなる増税に反対することを、そういう立場を申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中 村 庄 一 郎 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、9番、中村庄一郎議員を指名いたします。

〔9 番 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 9番、自由民主党・みんなの党、中村庄一郎です。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、都市計画についてであります。

少子高齢化が進む人口減少社会、生産年齢人口は激減をしております。また年金や福祉・医療など社会保障の受給者がふえ支える層の人口は減っていく一方であります。給付を減らす、負担をふやす、経済成長でGDPをふやすことを実現させなければ、持続可能な社会にはなれません。

1番といたしまして、東大和の少子高齢化について。

アといたしまして、少子高齢化の現況と今後の課題。

イといたしまして、少子高齢化による税収の現状と今後の課題。

2番といたしまして、東大和市の都市構想について。

アといたしまして、東大和市の都市構造の現況と今後の課題（人口、市街化区域、農地、土地利用、空き家等）でございます。

イといたしまして、目指す都市像について（誰が住むのか、市民が感じている課題、行政組織の連携）でございます。

3番といたしまして、再編への取り組みについて。

アといたしまして、東大和のポテンシャルについて（メリットとデメリットの現況と今後の課題）であります。

イといたしまして、公共施設の再編について（施設の合理化と将来像の位置づけ、財政的な指標）をお願いしたいと思います。

2番といたしまして、郷土博物館を利用した観光施策の展開についてであります。

現況と今後の課題について（利用者状況、連携、財政的な指標等）でございます。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔9 番 中村庄一郎君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、当市の少子高齢化についてであります。少子化の現況につきましては、年少人口においては平成21年1月1日が1万1,718人、平成25年1月1日が1万1,752人と微増となっております。この間の人口の自然増であります。出生数は700人台で推移しており、低迷していることから、出生数の増を図ることが今後の課題であると認識しております。このため、現在策定中の東大和子ども・子育て支援事業計画において、教育、保育、子育て支援の充実を図り、少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢化についてであります。当市の高齢化率は平成26年2月1日現在24%で、65歳以上の方が2万483人となり、約4人に1人が高齢者という状況となっております。今後、市の人口が減少に転じると予測される平成36年以降も高齢化は進み、平成44年には高齢化率は28.1%まで達すると見込まれております。核家族

化や地域社会との関係の希薄化を背景として、単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加している状況を踏まえ、地域の支え合いをより進めていくことが課題であると考えております。

次に、少子高齢化による税収の現況と今後の課題についてであります。当市の市税収入は比較的安定しており、現況では少子高齢化による税収への影響は余りございません。しかし、今後も少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少が見込まれることから、税収への影響があるものと考えております。

次に、東大和市の都市構造の現況と今後の課題についてであります。東大和市都市マスタープランに示す都市の構造は、駅や市役所周辺を生活心、多摩湖及びその周辺の丘陵地を緑と水の拠点、幹線道路や河川を市の骨格となす軸として位置づけるとともに、地域地区指定の指針となる土地利用の方針を定め、自然環境に恵まれた活発な交流のある都市の実現への誘導を目指すものとしております。産業構造の変化や少子高齢化の進展、さらには社会資本ストックの維持管理の時代を迎え、市街地の整備や土地利用を、この都市の構造へ適切に誘導することの困難さを感じておるところでございます。今後いかにコントロールを図るかが課題であると考えております。

次に、目指す都市像についてであります。東大和市では東大和市第二次基本構想におきまして、将来の都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定め、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。このことにより、狭山丘陵の豊かな自然と共生した潤いのある良好な環境を守り育てるとともに、市民生活を支える基盤を整備し、市民の皆様にとって安心して暮らせる安らぎのあるまちづくりを進めることが重要であると考えております。市民が感じている課題であります。平成23年度に実施しました市民意識調査の結果によりますと、満足度の低い施策といたしましては、商業の振興、道路や公共交通の整備、社会保障の充実などが挙げられております。一方で、市民の定住志向は高く、将来のまちづくりに期待するものとして、医療福祉の充実、防犯・防災体制の充実、自然を生かしたまちなどが挙げられております。行政組織の連携につきましては、地方分権によりさまざまな事務が国や都から市に移管されております。今後は専門的な知識や資格が必要な事務につきまして効率化を図るため、他市との共同で処理していくことなどについて研究をしていく必要があると考えております。

次に、東大和市のポテンシャルについてであります。市のよいところとしましては、豊かな自然や住環境がよいことなどが挙げられます。また市の人口につきましては、平成23年度に実施しました人口推計によりますと、今後穏やかな増加が続くものの、長期的には人口減少に転じる見通しで、平成36年の約9万人を境に横ばいから減少に向かうことが予測されております。このような人口の動向から、今後は都市活動そのものの量と質に変化を生じることが予測され、それに応じたまちづくりを進めていくことが必要になってくるものと認識しております。

次に、公共施設の再編についてであります。公共施設の老朽化が進む中、それらの施設の計画的な管理運営が大きな課題であると考えております。現在、市では公共施設の白書及びマネジメント計画の策定につきまして、その作業に着手したところであります。このことにより将来的な財政負担を見通し、公共施設の計画的な維持・管理、長寿命化対策、公共施設の再編の必要性などを検討してまいりたいと考えております。

次に、郷土博物館を利用した観光施策の展開についてであります。郷土博物館につきましては、今年15日にプラネタリウム投影機をリニューアルいたします。新しい投影機は、最大で1,000万個の星を映し出すことができ、2011年には世界で最も先進的なプラネタリウム投影機として、ギネスワールドレコーズに認定された機種でもあります。こうした新たな資源を活用し、市の内外から多くの方に郷土博物館に来館していただくこ

とで、東大和市の魅力を発信してまいりたいと考えております。なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いいたします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 郷土博物館を利用した観光施策の展開についての現状と今後の課題についてであります。郷土博物館につきましては、平成24年度は4万7,000人の方々に御来館いただき、そのうち1万5,000人の方々にプラネタリウムをごらんいただきました。また今年度は、通常の企画展示や主催講座などに加え、多摩都市モノレールが主催する夏休みスタンプラリーに多摩動物公園や立川防災館など、5施設の1つとして協力をさしていただき、施設のPRを図ってきたところでございます。

今後の課題につきましては、今月15日に、プラネタリウム館としては東京都内で初めての投影機、メガスターがデビューをいたしますので、これを積極的にPRすることで、どれだけ多くの方々に御来館していただくことができるかが課題であると認識しております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、再質問に移らせていただきたいと思います。

実はこの2月13日に、東京都の議員の研修会、府中の森芸術劇場で行われました。こちらの饗庭 伸という講師の先生方、首都大学東京の都市環境学部、准教授の方の講演を拝見してまいりました。「人口減少・都市縮小時代の都市計画」という、こういう題材でございました。実はその中に、大和もこういう準備といえますか、いろんな意味で一つ考えておく、検討していく部分というところの取り入れなきゃならない部分ってたくさんあるんじゃないかなというふうに受けとめたことがございましたので、それで今回の質問に至ったわけでございます。

地方では、もう人口の減少とともに過疎化が進んでいるところなんかもあるようでございます。大和のような、こういう地域でございますので、まだそれは認められるところではございませんけれども、非常に斬新な言葉で、「都市を畳む」という言葉が出てまいりました。「畳む」という言葉は余り聞こえがよくないというふうに私なんかも思っただけなんですけれども、これは当市の人口の減少等々に含まれる中で、都市の形状自体がスポンジ化をしてくるとか、その中では財政の問題も出てきたり、少子高齢化の問題で働く人口の少ない中の税収の問題ですとか、そういう部分を取り上げた中であります。「畳む」という言葉は、上手にうまく形を整えていくというふうに御理解いただければよろしいのかなというふうには思うわけでございます。

そんな中で、幾つか再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、少子高齢化の現況と今後の課題についてであります。

少子化の現況は、人口の社会増、マンションの増加などにより、転入者がこしばらくの間あったことにより維持されているとのことでしょうか、まずはですね。出生数は低迷しているとの御答弁でありましたけれども、少子化対策は今策定中の東大和市子ども・子育て支援事業計画を推進するとのことですが、少子化対策に充てるまず一つとして、今後の予算の推計、将来見通しですね、その規模をお答えください。また2つ目として、少子化の打開策に子ども・子育て支援事業計画がなるのかともあわせてお聞かせください。

○子育て支援課長（高杉春行君） 今後の少子化対策に充てる予算推計でございますが、現在できていないのが現状でございます。

予算につきまして、見込みでお答えさせていただきますと、近年の子ども生活部全体の予算、児童福祉費ですね。こちらでございますが、60億円台で推移をしてございます。次年度は約65億8,500万円をお願いしたいとしてございます。平成27年度以降を推測いたしましても、この65億8,500万円程度の予算を維持していくことが必要ではないかと考えられます。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 少子化の打開策に、子ども・子育て支援事業計画がなり得るかというふうな御質問でございますけれども、現在、平成27年度からの実施に向けまして、子ども・子育て支援会議の皆様の議論をいただきながら検討を重ねているところでございます。この計画を策定し、推進することによりまして、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現を目指しておりますので、急速に進行しております日本、東大和の少子化の歯どめの一助になるものと考えておるところでございます。日本の人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.08とされておりますので、当市におけます出生率を高めるよう、さまざまな施策の実現に向けて今後も努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、市長答弁で、高齢化の課題の一つに単身高齢者や高齢者のみ世帯の増加を挙げているが、個々具体的な問題としてどのようなことが挙げられるのか教えてください。

○福祉部参事（広沢光政君） 個々具体的な問題ということでございます。単身高齢者や高齢者のみ世帯が増加している中で、具体的に問題となってまいりますのは、買い物や通院等の際の移動手段ではないかというふうに思っております。移動手段の限られた、いわゆる交通弱者である高齢者にとりまして、車に過度に依存した現代の社会というのは非常に不便なものとなっております。こういったことから商業施設に通えない、いわゆる買い物難民がふえていく可能性を危惧しているところでございます。また少子高齢化による核家族化の進展に伴いまして、高齢者が高齢者を介護する老老介護、こちらにつきましては今後も増加していくのではないかとというふうに推測しております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、今のお話の答弁にあった、そういったような内容の問題を解決していく方法、方策として考えられることはどんなようなことがあるか教えてください。

○福祉部参事（広沢光政君） 問題解決の手法ということで、今のほうでは今度の改正法案でも出ておりますが、医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるという地域包括ケアシステムの構築の実現を、団塊の世代が75歳以上になります2025年を目途に、構築のほうを目指しているということでございます。地域包括ケアシステムの構築を図ることによって、重度な介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるということを目的にしているものでございますけれども、このシステムが、いわゆる解決の手段の一つになるのではないかなというふうに考えているところでございます。また老老介護につきましても、介護が必要にならない生活を目指すことも重要ということで、国の方針でもあります介護予防の充実にも力を入れていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、高齢化による予算への影響はどの程度となるのか、想定はしているのかど

うか教えていただきたいと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 高齢化に伴います予算への影響ということでございますが、第6期介護保険事業計画策定業務におきまして、今後、人口推計、介護認定者数の推計を行った上で、国から配布が予定されておりますワークシートによりまして、介護給付費の今後の見込み量、それから将来的な介護保険料を推計する予定となっておりますが、高齢者人口が増加する中で介護給付費等の予算は増加していくものと考えております。以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、予算的な推計はこれからということでしたが、現時点で高齢化に伴う影響額の推計がわかるものはあるかどうか教えてください。

○福祉部参事（広沢光政君） あくまで参考でございますが、昨年11月に厚労省の老健局が開催しました全国介護保険担当部長会議というのがございました。この席上において配布されました資料によりますと、平成25年度の全国の保険給付費の当初予算額、これが約9.4兆円で、これが先ほどお話ししました団塊の世代が75歳以上となります平成37年度には2.23倍の約21兆円になると推計されておりました。これを当市に当てはめてみますと、平成25年度の実績決算見込み約41億円、この給付費が35年度には約91億円となる計算になります。給付費が伸びていくということであれば、当然保険料ですとか法定の繰入金等もふえていくということになると考えてございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

今のお話しですと、推計とはいえ10年後には保険給付費が91億円にもなるということでしたですね。それを少しでも圧縮する方策はあるのかなのか、教えていただきたいと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 方策ということで、介護予防等の取り組みによりまして、介護サービスの必要がない自立した元気な高齢者をふやし、その方々の活躍の場を提供していくこと。また地域の既存の社会資源と連携を図り有効に活用すること、共助によって高齢者を支えていくこと等などで、介護給付費の上昇を抑制することができていくのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

では、続きまして少子高齢化による税収の現況と今後の課題についてお伺いをいたします。現況の税収は安定しているということでしたけれども、具体的にどう推移しているのか教えていただきたいと思います。

○課税課長（矢吹勇一君） 最近10年間の市税収入につきまして申し上げますと、まず平成14年度が113億7,686万円、続いて平成19年度が128億2,733万円、続いて平成24年度が121億374万円となっております。平成14年度に比較しまして、平成19年度につきましては12.7%の増加、また平成24年度につきましては6.4%の増加と、このような状況になってございます。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございました。

全体的には増加の傾向にあるということではありますけれども、これが少子高齢化によって生産年齢人口が減っていくということですから、これによって具体的に税収にどんな影響があるというふうに考えられるか教えてください。

○市民部長（関田守男君） この全体的な生産年齢人口というところでの影響、具体的な税収への影響というこ

とでございますけれども、この生産年齢人口によって最も影響を及ぼすだろうというふうに考えられますのは個人住民税であります。個人住民税は、市民の所得額によって税収、税が決定されるわけでございますので、この所得の多寡によりまして税収が変わってくるということでもありますので、所得のある生産年齢人口が減少することによりまして、この住民税の減少が、まあ影響があるのかなというふうに思っております。

ただ、しかし税額のこの増減ということになりますと、例えば税制改正でありますとか時々の経済状況、記憶に新しいのは2008年のリーマンショックでございますけれども、こういったことによりまして大きく左右されるというふうに考えております。こうしたことから、人口の構成の推移のみで、これを推しはかるということが難しいという状況でございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 確かに、税制改正や経済状況に大きく左右されるということもあると思います。ただ、そんな中では少子高齢化に向けた税収の確保のために、何か方策を考えていただけるかどうか教えていただきたいと思います。

○市民部長（関田守男君） この税収の確保ということでございますが、これは市政運営に必要不可欠でございますので、少子高齢化における税収の確保というのは、大きな課題の一つであるというふうに認識しております。当市におきましても、先ほどもありましたけれども、高齢化が進み、生産年齢人口、これは15歳から64歳でございますけれども、減少傾向にあります。そうしたことから、何らかの検討が必要であるという認識は持っております。しかしながら、殊、税につきましては、一自治体での対応ということになりますと限界がございます。税の税制改正等、国の動向等を注視しながら対応していくようなこととなるというふうに考えてございます。

○9番（中村庄一郎君） この税収という問題が、一番やっぱり何だかんだいっても自治体のほうの一つの基本の予算として上げられてくるわけではあるわけだと思うんですね。その中で、最近では仮想通貨というふうな、ビットコインなんていうのが出ておまして、そんなものでも出して、魔法のようにお金が膨れ上がって、どんなサービスでもできるようだということであれば、これはこれとしてもやはりしっかりと、その中ではサービスは減らさないで、実際に福祉、そういう問題も減らさないでやっていくには、どういうふうに考えていくのかなということでは、やっぱりしっかりと最初にお話しさせていただいたような、事業を畳むというわけではないんですけどもね、やはりそういうふうな方向性のこともしっかりと、市長の政策でもありますできることをしっかりとやって、それでこれから中・長期的に見定めなきゃならない事業をしっかりと検討していくというふうな方向ですね。またその基本構想ですとか、そういうなんかもですね、やはり中・長期的な構想も非常にしっかりとしたものがあるということではありますけれども、やはりそんな中では定期的にしっかりとしたところで見直していくというふうな方向性、これを収入に見合った支出ということもでございます。だからといって、自治体はそれで賄えるのかというと、そういう問題でもないようであります。ぜひそういうところはしっかりと定期的な、こういう検討をしていく必要性もあるのかなというふうに思っております。

続きまして、都市構造についてお伺いいたします。

都市を構成している要素と都市構造についてはどのように考えているのか、まず人口の減少について教えていただきたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほど当市の人口推計といったところでは、平成36年ごろから、そこをピークとして全体的には減少していくだろうという推計があるということでございましたが、現在微増ではあります

けれども、人口がふえているといった現象の中でも地域の差がございます。ふえているのが南の地域で、新青梅街道から北の地域では既に減少しているというような統計的なデータも出ております。そのような現象につきましては、都市の構造の中で生活心として位置づけている部分、身近な地域における多様な活動や交流の場として機能を充実していこうとしている部分が、その形成に影響があるというふうに捉えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、次に都市の構造で重要な要素と考える、市街化区域の規模についてはどのように考えているのか教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 当市の市街化区域につきましては、昭和45年の設定当初からの変更はございません。当初設定からその区域の中に多くの農地や樹林地、未利用地を含んでいたというようなことがありましたので、その後の市街化とか住宅地化といったものは、そういったところにそれぞれの土地所有者の考え方で進んでいったというようなことが起きてまいりました。都市計画法では、市街化調整区域が市街化を抑制する区域というふうに言い、市街化区域につきましてはおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域というふうに定めております。これが厳密にコントロールされていけば、もう少し集約された市街地ができていたのかなというふうには感じますけれども、現状では密度の比較的高いところと密度の低い地域が発生しているということで、今後はこの両方の市街地に対応していく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、次に農地の減少についてどのように考えているのかお聞かせください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 市街地の中の農地につきましては、生産、環境、景観、防災などの多様な役割を担っているというふうに考えております。当市にとって非常に貴重なものと考えておるところでございますが、この都市の機能の健全性を維持するため、やはり減らしていつてはいけない、保全を図っていく必要があるというふうに感じております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 実はこの都市、農地の問題ですよ。他の議員のほうも、その農地の減少についてどうか、そういう質問もあったようですけども、最近では土地の所有者ですね、結局、農家から個人へ、例えば他の議員の質問にもございましたように、相続ですとかいろいろな関係で、それを大きな、広い土地からだんだん区分けされた小さい土地に分類されてきていると。それによつては、市場なんかもすごく変わってきているわけですよ。ただ、それを将来的に考えていくと、そういうふうに細かく分類された土地を、今度は将来的に、例えば空き家になってしまうとかね、要するに少子高齢化に伴い、あとは核家族制度で、おじいちゃん、おばあちゃんが2人で住む家にしてしまったりとか、あとは孫たちが住む家だなんていうんで、だんだんだんだん区画を小さく小さくしていつていきますよね。そんな中では、その都市の——先ほどもちらっと御説明がありましたけれども、密集地と、それからそれこそスポンジ化してくるといふかね、そういうことでだんだんそういうところが出てくるんじゃないかなというふうに思うわけです。

そんな中では、今の農地の保全も含まれると思いますけれども、土地の利用の全般ではどのように考えているのかお聞かせください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 土地利用につきましては、都市の構造の中でも土地利用の方針を定めまして、誘導していきたいという考えを持っております。しかし、先ほど中村議員から御指摘もございましたけれども、

今までは農地から宅地、また工場から共同住宅、住宅系の転換が多く発生しておりました。ただ、現在統計的にはこういった住宅にも空き家が見られるとか、そういう状況もありますので、やはり課題を踏まえた誘導が必要だとは思っております。例えば工業地域であれば、できるだけ工業で利用していただきたい、そういったことが住工混在から発生する問題等も防げるんじゃないかというようなこともありますので、早い段階からコントロールできるような、ただこの構造に向かったの誘導ということだけでなく、もう一步進んだ施策等、地区計画等ですね、そういったことを地域の方たちと考えると誘導していくというような方策が必要ではないかというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○9番(中村庄一郎君) まさにそうだと思うんですね。早目、早目の手段を打って、ある程度そういうところのコントロールというのは必要なかなと。開発なんかも乱雑化してきて、本当に大和が進むべき都市像というのが、本当にどうなのかなというのは、早くのうちからコントロールしながら、それは難しいと思うんです、予算的な問題もあったりというのはあると思うんですけども、それは早いうちに政策をどんどんどんどん打ち出していく、それにはいろいろ市民と協働、まさに協働の中では、やはり市のほうで取得する土地は早目に取得、先行取得でもして、その中でどういうふうに形をつくっていくか、形態をつくっていくかということが非常に大切なことなのかなと思います。その中では、住宅も大切な都市の要素ではありますがけれども、その数はかなり充足してきていると思うんですね。空き家がふえるということについては、どういうふうにお考えなのかお聞かせください。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 平成25年3月に策定いたしました住宅マスタープランの中でも、既存住宅ストックの活用を施策展開の方向に掲げてございます。空き家の活用に向けた具体的な取り組みの検討を進めて、防災、防犯上だけでなく景観の観点等からも、廃屋等の放置がないようなまちづくりに努めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番(中村庄一郎君) ありがとうございます。

実際に先ほどもお話しさせていただいたように、核家族になって、また昔から相続も、3代過ぎるともう土地もないようであるというふうな話もございます。その中では、いろんな相続対策や何かもされてるところも結構多いようでありますけれども、今は逆に自分の生活圏内のほかには、余分な税金を払う、たくさん払うようなところは、余分なところは要らないやなんていう考えのですね、そういう若い思考の考えの方もいるようであります。そんな中では、やはり先行的にいろんなことの研さんをしながら、やはりそういう部分の段取りをしていく、まさに都市像をどういうふうに考えていくかということが、ひとつ必要なかなと思うわけでありませう。

続きまして、それでは目指す都市像についてお伺いをいたしたいと思っております。

まずは東大和としては、どのようにしてまちづくりを進めていこうというふうに考えているのかお聞かせください。

○企画財政部長(並木俊則君) 当市にありましては、第二次の基本構想の中で、目指す将来の都市像ということで、「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」ということを定めているところでございます。その中では目標としまして、市民の皆様が安心して、あるいは豊かに暮らせるまちづくりということを目指してございますので、今後、第四次の基本計画、こちらで体系づけられました各事業を推進していくことで、市が目

指しますまちづくり、そちらのほうに向かっていくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、目指す都市像の質問の中に、誰が住むのかというふうに書かしていただきました。市としては、どのような市民を対象に、将来の都市像を、これを描いているのかお聞かせください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 市の現状といたしましては、大分宅地化が進んでおりますので、今住宅都市というような位置づけになるのではないかとこのように思っております。また第四次基本計画の中で、まちづくりの対象ということになりますけれども、住んでいる市民の方、皆様だけではなくて、やっぱり市内の土地の所有者だったり、建物の所有者の方、あるいは農業や工業、商業に携わっているような、産業に携わっている方ですね。また会社や工場、病院、福祉施設など市内にありますので、そういう法人あるいは団体、そういうさまざまな方々が、この計画の対象になってくるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

もうちょっと核心に迫ったお答えを、実は求めてはいた部分もあるんですけどもね。というのは、やっぱり税を上げて、税を皆さんに還元する部分の中で、その中で利用する歳出の問題も含めたり、あとは国による補助金だとか都による補助金だとかというのを含めて、やはりそれはもう当然受けるだけの、皆さんそれなりの市民としての、住民としての対価みたいなところもやはりあると思うんですね。そんな中で、やはりしっかりと市としての方向があれば、それに根づいた方々が、やはりこの大和に住まいを求めて来られるかなど。やはりそここのところが、一つ必要なかなというふうに思うわけです。それは人を選ぶということではございません。あえて大和はこういう形の生活体系を基本にしていますよとか、こういう形で構想を考えると、やっぱりこれをしっかりと打ち出す必要があるのかなというふうに思います。

そんな中では、住民が感じている課題を考えるに当たって、市民意識調査を活用しているようではありますが、また第四次基本計画の進行管理に市民意識調査を使っていただけるようではございますけれども、市民意識調査の活用方法を教えていただきたいと思っております。

○企画財政部参事（田代雄己君） 市民意識調査の活用でございますけれども、第四次基本計画の中に主な成果や活動指標を確認する欄がございます、その中の数値目標の一部に、この市民意識調査を使っております。実際に書いてあるのは、平成23年に行った市民意識調査が書いてありまして、またその10年後の目標が書いてあるというような状況になってございます。そのような関係もございまして、毎年、市民意識調査をやって進行管理を行っていくかという考えをもっております。

また、あわせて具体的な第四次基本計画の進行管理につきましては、行政評価制度を活用しようということで中に書いてありまして、その中で行政評価、2つに分かれまして、施策評価というものと個別の事業ですね、目標達成するための手段となります個別の事業を評価した事務事業評価というのがあるんですけど、そのうちの大きな施策の目標の達成度を把握するための指標に、この市民意識調査の結果を活用したいと考えております。このことがありまして、毎年その市民意識調査をやって進行管理していくということを考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、今お話がありました市民意識調査ですね、これをして施策の取り組みを市としてきちんと把握することはすごくよいことであるというふうに思うわけですが、市民意識調査で満

足度が低いものはどのように改善をしていくというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） その市民意識調査の満足度を活用して、その施策の評価をするわけですが、その施策というものは、個別の事業の積み上げたものが施策という位置づけになっております。その施策を評価するに当たりまして、仮に満足度が低い場合には、その個別の事業を充実させるためにいろいろ考えていくわけでございます。例えばその個別の事業を充実させていく方法があったり、あるいは長期的に見て、これをやめて新たな事業をつくっていくという考え方も出てくるかと考えております。

市民意識調査、今ちょうど2月15日から3月15日という期間でやってるところなんですけど、この結果が8月ごろまとまる予定になっております。また8月ごろに合わせまして、その施策評価をやっていく考えを持っておりますので、その8月が経過した後、今度は10月に新年度の予算編成もありますので、その分析結果によりましては事業の見直しをして、翌年度の予算に反映させていくというような活用することによりまして、それぞれの事業が実効性のあるものになるように考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、少子高齢化社会を迎えて、その人口も減り、歳入も減っていくわけですね。一方で、福祉や医療の社会保障費が増大する現状である中で、将来のまちづくりについてどのように考えているのか、教えてください。

○企画財政部長（並木俊則君） 基本的には第四次の基本計画、こちらの事業推進ということが重要ということで認識しているところでございます。ただ先ほど中村議員がおっしゃったように、こういうような社会経済の状況でございますので、いろいろな変化していくものが当然のごとくあるということで、そのような社会情勢の変化にも対応していかなきゃいけないというふうには常々考えてございます。そういった中で、具体的には私どもが人口の推計をしておりますので、そちらを参考にしながら、また市民意識調査も毎年行っていくことを考えてございますので、そういったものをもとにしまして、いかに市民の皆様はその時々適切なサービスが提供できるかということを常に考えて、施策のほうの推進を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、次に行政組織の連携ということで、何か具体的に考えていることがあれば教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 地方分権が進展しまして、さまざまな事務が市におりてくるというふうに考えております。また、その中でも専門的な知識や資格が必要になってくるような事務もございます。その場合には、それぞれの市で必要な人材を集めなくてはいけないというようなことにもなってきております。このようなことから、今事務的なところなんですけれども、近隣の企画部担当の課長会の中でも、例えばそういう専門的な知識や資格が必要な事務で、事務量がそんな多くないにもかかわらず、それぞれの市で持っているような事務も出てきておりますので、その辺を他市と共同してできることはないかなということで、研究とか意見交換などもしてるところでございます。ですので、今後やはり仕事を分析しながら、必要に応じてそういう行政組織の連携という視点で事務を研究していく必要があるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（中村庄一郎君） 行政組織の連携ということで、先ほど質問させていただきました中で、では実際に行政組織の連携を取り入れているところはあるのかなのか、教えていただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 全国的にも、まだ数は少ないというふうな認識を持っております。例としましては、大阪府の池田市ですか、池田市が——2市と2つの町が一緒になりまして、地方自治法に基づきまして機関等の共同設置を行ってるということでございます。その中で、市民に影響のないような、まちづくりの土地の利用規制であったり、あるいは福祉施設の設置の認可のような形ですね、そういうものについて共同で処理をしているというふう聞いております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

これからの時代に、他の自治体と連携して事務処理をしていくことで、効率化が非常に図られるということもすごくあると考えられます。実際に導入をしている例もあるようでございますし、行政組織の連携は1市だけではないので、近隣市と連携、情報をともに共有していただいて、効率的な行政運営という観点から研究に取り組んでほしいというふうに要望をいたします。

続きまして、再編への取り組みについてでございます。

東大和市のポテンシャルについて、メリット、デメリットの現況と今後の課題であります。

再編の取り組みということでは、他市との合併ということも考えられるというふうに思うわけです。少子高齢化社会を迎えて人口も減っていく、歳入が減り、一方で福祉や医療の社会保障費が増大する状況もあるというふうに思われます。また景気が上向かない限りは、東大和市が1市で存続することは難しくなるのではないのかなというふうにも思われるわけですね。先ほど市長答弁では、平成36年度の約9万人を境に減少傾向にあるというふうに言われました。いつまでの推計をとったもので、その先の人口はどれくらいを見込んでいるのか、また年齢区分人口別の人口構成がわかれば教えていただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 第四次基本計画を策定する際に人口推計をとりました。平成23年度に実施した人口推計でございますけれども、平成44年の4月1日までを推計しております。平成44年の時点では、人口は約8万8,000人強を見込んでおります。また年齢区分の人口ですけれども、平成24年と44年で比較しますとゼロ歳から14歳までの年少人口につきましては約1,000人の減少、そして15歳から64歳までの生産年齢人口は約1,600人の減少、そして65歳以上の老年人口は約5,800人の増加ということで、高齢化が進むというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 今のように人口だけを見ると、今の市の人口が約8万5,000人なので、今よりも多いという推計となっているので少し安心をしたところですけれども、いずれ人口減少と歳入減が訪れることは間違いないことですので、それに備える必要があるのではないかとというふうに思われますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 今参事のほうで申し上げましたように、人口推計では平成36年度までは人口が少しずつですがふえておりまして、その後、減少に向かっていくという推計を立ててございます。今後の施策を進めていく中では、この将来の人口の推移、それにも増してそれぞれの年齢区分別の人口ですね、こういう

ようなものを把握した中で、いろいろと市の事業、施策を進めていかなきゃいけないということで、今以上にこの人口に関してはいろいろな推計をもとに、施策に反映していかなきゃいけないというふうには認識してございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 今人口のほうの意識ということもございました。先ほどちらっと私のほうで言葉に出しましたけども、例えば合併というようなことにもしなるとすると、合併に当たるといことになる、東大和市が他市よりもすぐれているところは何かあるというふうに考えていらっしゃるか、教えていただきたい。

○企画財政部参事（田代雄己君） 合併の関係ですけども、市としてもすぐれてる点としましては、自然環境がよいとか住環境がよいということで、市民の方々は理解をさせていただいているのではないかとこのように考えております。また一方で、合併ということでありましたら、地理的にも、歴史的にもかわりのあるような、近い関係のあるところと合併するのが、もしやるのであれば望ましいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、その合併の効果をどのように考えているのか教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 一般的なメリットとしましては、例えば職員等の削減が図られるとか、市役所や公共施設が統合されて、そこで維持管理費が浮くとか、そういうことになりまして、行財政運営の効率化が図られるのではないかと考えております。また一方で、デメリットとして言われているのが、行政区域の拡大によりまして市民の声が届きにくくなるか、あるいは市役所や公共施設が統合することによりまして、それらを利用する市民の方々が不便になるおそれがあるということです。また駅前とか中心地のみが発展して、比較的それから外れたようなところは少し寂れてくるような、そういう傾向もあるようでして、その辺の地域格差が出るということで聞いてるところです。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 今メリットとしてお答えいただきましたけれども、まあ私が今考えるには、非常に合併としてのメリットって、他市から比べたらどれだけあるのかなというのは疑問は疑問だと思います。過去に都市構想の中でも、東大和って数十年の間、へそなしだと言われてきました。そんな中で、東大和のへそなしというふうな言われてきた体系の中で、やはり都市構造をどういうふうに考えていくのかっていうことを、今まさにそれを私が言ってるわけなんですけどもね。そういうことをしっかりと表に出して見定めていく、その方向性をやはりもっとはっきりと形にして出さないと、私は例えば他市で合併と言われても、じゃメリットって、大和と合併してどこにあるのかなというふうな話になりかねないかなというのはあります。それは例えば産業構造ですとか、やはり地形的な問題、地形的な問題で今非常にメリットとしていいところはあるとは言われましたけども、やはり大和の大半を貯水池が占めている中で、やっぱりこれを今市長のほうは観光も考えて利用していかなくちゃいけないんだというふうな考え方もありますけれども、逆にそれがネックになってる部分というのも大きくあるようには思います。それだけに、今まさに私が言ってるような、やっぱり都市の構図ですね、構想、やはり誰が住んで、どういう形の和にしていけるのかというのを早目、早目に打ち出していないと、そういうまさに合併だなんて話になったとしても、恐らく大和のほうに逆に下に見られてしまうような可能性が出てきて、これが成立するものかどうかということ自体も、私は今ちょっと不安かなというふうに思っているわけでありまして。

再度お聞きします。合併についての考えはあるのかなのか。

○副市長（小島昇公君） 合併についてということでございます。やはり合併ということになりますと、市民の皆様が機運が盛り上がるということが望ましいと言われております。市民の皆様、そして市民の代表でいらっしゃる議員の皆様のご意向を十分尊重して検討する必要があるというふうを考えております。合併のメリットの中で、やっぱり具体的に職員が減るとか、統合ができるとかというのを先ほどお答えをさしていただいております。そんな中で、御質問者からも本当にメリットがあるのかなという御意見もいただきました。具体的に平成の大合併ということで、東京都の中でも合併をしたところがございます。そこは合併をすることによって、特別に補填がありますよというようなことがついて合併をしていきましたけれども、それが終わるころになると非常に逆に苦しさが出てくると。なかなか一緒になったことによってきれいに施設が統合できるかという、なかなかそれも難しいというようなこともあるようでございます。相手様のやはり住民の意向や盛り上がりということも当然ございますので、先ほど来、少子高齢化と、この社会のありようもございます。そうしていきますと、非常に13.54平方キロという狭い中でコンパクトにまとまっているというところが、東大和の大きなメリットと言えるところかなと思うんですけども、規模が大きくなると逆にそこが今度デメリットとして働いてくるというようなこともございます。そういったことを時代の変化とともに、考えていかなければならないことなんだろうなというふうには考えておりますが、現在のところは合併についての考えは持ってございません。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 地方分権の進展、また少子高齢化などに対応するためには、場合によって合併という道に進まざるを得ない状況にもなるかもしれないですね。ぜひ、長期的な視点で行政運営をしてほしいというふうに要望しております。よろしく願いいたします。

続きまして、公共施設の再編についてであります。

まず公共施設の再編については、公共施設白書の作成やマネジメント計画の策定について着手したとのことですが、どのくらいをめどに策定するつもりなのか教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 公共施設の白書をまず作成したいと思っております。これによりまして施設の現状把握と、それと将来必要となる経費を予測することになります。その白書に基づきまして、公共施設の長寿命化だったり統廃合、再編等についてマネジメント計画を策定していくというような流れになりまして、最終的にこの公共施設マネジメント計画の策定する時期としましては、平成28年度内を予定しております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、公共施設マネジメント計画では、施設の合理化と将来像の位置づけ、財政的な指標が記載されているのかどうか教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） その白書で将来的な経費を予測するわけなんですけども、そのマネジメント計画では、その公共施設の改修等に市が投じることでできる金額も出しまして、またその範囲内で公共施設の維持管理、あるいは大規模改修を行うことになってくると思います。また将来的な公共施設のあり方も見込んで、公共施設の再編の必要性なども検討してまいりたいと思っております。将来的な施設の合理化や将来的な位置づけだったり、あるいは財政的な面も確認しながらその計画を策定していくということで考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、どこの自治体でも大きな課題になっている公共施設の老朽化対策であり、多額の費用がかかるというふうに思うわけなんですけれども、市長が言っている持続性のある行財政運営を行うためにも、とりわけ重要なものであると思う市としての考え方を教えてほしいと思います。

○副市長（小島昇公君） おっしゃられましたように、どこの自治体でも非常に大きな課題であると認識しております。おくれませながら、当市でも今検討を始めております。そして非常に、先ほど話題になりました少子高齢化がさらに進んでいく中で税収は減って、やっぱり扶助費関係がどんどんふえていくと、そういう財政構造が見えている中で、今の施設をそのまま維持ができるのか、再編をするのか、それも当然含めた中で検討していかなければならないというふうに考えております。

それから、老朽化対策につきましては、国の動きも新たにございますので、国や東京都の動向を注意をしながら公共施設白書、マネジメント計画を策定いたしまして、長期的な財政負担を見通した中で適正化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

ここでは、要するにコンパクトシティ、要は最初にお話ししました畳むという発想の中で、ヨーロッパの先進国では、主にコンパクトシティというふうに呼称されているらしいんですね。イギリスではアーバンビレッジ、アメリカではニューアーバニズムというふうに言われる政策の一つであるということをおっしゃっております。市街地を無秩序に拡散させない、また市街地面積をできる限り拡張しない、それから密度が高い、密度を高める、それから都市全体の中心、中心市街地から日常の生活を賄う近隣中心までの段階を追って中心市街を配置すると、こういうふうなことらしいんですね。

ぜひ、そういう意味ではひとつまとめるという方向、やはりこれから先ほど来からずっとお話しをさせていただきました少子高齢化の要するにその陣形の推計図というんですか、それが今こまのようになっております。それこそ団塊の世代の人口がぼんとふえて、それが自然にどんどんどん上を高齢化して上がっていくというそういう推計ですよ。それを見る限りは、やはり下にある底辺のもので、こちらの人口がいまだにふえてこないという、これは目に見えて時代とともにやってくることでございます。そんな中では、やはりいかに密度の多いしっかりとした地域形成もそうですけど、産業経済もそうでしょうけども、そういうものに早くの段階でやっぱり取り組んでいくというふうな必要性があるのかなと。

その中では、先ほど言われたやはり8万5,000ですか——その人口の中では、非常にコンパクトとしてはコンパクトでもないしというふうな部分のやっぱり人口的な問題も多々あると思います。ですから、早くのうちにそういうことのとりにだしをやっぱりしていかないと、やはり将来的な問題も大きくなるのかなと。この項目では、少子高齢化が進み、人口減少社会の到来、また歳入の減少など、市のあり方やまちづくりに大きく影響することが今後起こることになるだろうと。また市としても、持続していくためには、できれば将来的な人口の構成や財政状況を見据えていただいて、適切に判断して行政運営を行っていく必要があるというふうに思っておりますので、ぜひそのような視点で行政運営を行っていきたいというふうに要望をいたす次第でございます。

続きまして、郷土博物館を利用した観光施策の展開についてお聞きいたします。

現在のプラネタリウムの利用状況ですね、連携内容はわかりましたけれども、1,000万個の星を映し出す、まあ高性能なプラネタリウムを導入するというのですから、今後のプラネタリウムの観覧者の利用者の数の見

込み、また財政的な目標値をお持ちでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） プラネタリウムの観覧者の利用者数、それから見込みと財政的な目標値ということでございますけども、先ほど教育長の御答弁にもございましたけども、郷土博物館のプラネタリウムの観覧者につきましては、平成24年度、約1万5,000人でした。このうち学習投映と言われます学校との連携でお使いいただいている児童・生徒さんですね——数が約5,000人ございまして、市の歳入で考えますと観覧料をお支払いいただく一般投映をごらんいただいている方は年間約1万人で、歳入の金額といたしますと約140万円ほどでした。今回、非常に効果で高性能なプラネタリウム投影機を導入させていただくということで、私どもとしましては当然のごとく市の内外からたくさんの方々に御利用していただかなければならないというふうに認識しているところでございます。そういう中で、利用者の見込み、そして財政的な指標ということになりますけども、私どもとしましては今回のリニューアルを経て、26年度なんですけども、観覧料をいただく一般投影の利用者、歳入となります観覧料ですね、ともに1.5倍になるように目標を設定したところでございます。そういうことから、今後リニューアル後も魅力のある、そしてこのプラネタリウムならではの、ここでしか見れないというような企画を、事業をしていきながら、たくさんの方に来ていただこうと、そういうふうに考えているところでございます。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

郷土博物館のプラネタリウムをリニューアルをすることで、観覧者を1.5倍程度と見込むということですが、私はあの郷土博物館は狭山丘陵を散策する入り口でもあるかなというふうに思うわけなんです。先日もちょっと行ってみましたら、屋上には市内を一望できる広い広場もあるわけですね。そういうのを見ますと、プラネタリウムだけで郷土博物館を一つのゾーンとして位置づけ、さまざまな部署と連携をとることで、さらなる集客につなげることができるのではないかなというふうに考えているんです。ただ単にプラネタリウムというふうなことだけで考えますと、実際にはプラネタリウムができた当時、どのぐらいの集客をということも何か想定されたこともあったようでございますけれども、最終的には学校だとか幼稚園だとかという方々が来て、観覧して終わってしまったような部分のところも多々あるようですね。また非常に高度な機械が入ったとしても、やっぱりマニアだけが集まるという部分のところでは、ちょっとどうなのかなということも考えられます。そういうことを考えたら、やはり一つの拠点として、ゾーンの位置づけということですね、例えばモノレールからのアクセス、これの利便を図るため民間の力を活用してレンタサイクル事業を行うとか、さまざまな団体と連携をすることですね、郷土博物館ゾーン、観光の魅力は増すというふうに考えるんですね。実は随分、もう20年以上も前かな、商工会の青年部というところがレンタサイクルというのはどうかなと考えておったことがありました。それはシルバー人材センターの方にレンタサイクルの管理をしていただいて、それで自由にどこでも乗り捨て、乗り捨てとか、乗り捨てる場所は決めてあるんですけども、そちらへ行けると。自転車でしたら自由に、行動範囲も広がりますね。そういう部分で、ぜひそんなこともどうかなと。このことは、実は先日、商工会の工業部会のものづくりの会というふうな会の中でも、パネラーの方が、こういう事業どうなんでしょうと。まさに私も、二十数年前からこういう話が出たところの中に、またことしもこういう形でこういうことが出てくるということは、ひとつ形としてやってみる必要性あるんじゃないかなというふうに思うわけでありませう。

実はそのころから商工会の青年部の部分では、観光行政というのを商工会でつくるか、行政でつくるか、そ

ういうものも始めたらどうかなという企画もあったのは事実です。ですからそういう部分では、やはりこれを一つのきっかけ、窓口として、いろんな展開をしていただけるといいかなというふうに思うわけですが、その点について何かございましたらお願いしたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かしていただきまして、先ほど言ったプラネタリウムですね、狭山丘陵の一角にあるということで、博物館をそのままにしておくということもどうなのかということで、今回プラネタリウムということで、私どものほうの博物館につきまして、博物館で俗に一般的に言われてるものにつきましては、やはりそれなりの一級の歴史的なものとか何かがないと、やはりどうしても観光の拠点という意味では、役割を果たすのはちょっと弱いかなというふうには思っているわけでございます。そういった意味で、今回のプラネタリウムということのリニューアルによりまして、事業の進め方によっては一つの拠点になり得る可能性はあるというふうに私自身は思っており、それを目指していこうというふうには思っているわけでございますけれども、現在の博物館を、狭山丘陵の散策と市内散策というか、そういうふうなものの結節点として捉えていくと、そこに新たなプラネタリウムというものが出てくるということで、相互利用を図ることによって市民の利用等もふえていくのではないかなというふうには思っています。そのために散策の結節点となるような道路、緑道あるいは立ち売り場などの施設ということも必要になりますし、またモニュメント、今現在、モニュメントあります。「よもやま話」を通してモニュメントがあるわけですが、そういうふうなものが市内のいろんなところに散らばっているわけですし、そういうふうなソフト面のものとつなぎ合わせるということで、それからあと南の野火止用水と、それから北側にある空堀川ということですね。これらをうまくつなぎ合わせることによって、市民の方の利用も含めて、市外からも散策を兼ねて来ていただけるような、そんなふうな形にできるのではないかなというふうに思っています。

また先ほど言ったレンタサイクルも、私もシンポジウムで聞いたときにそうかなというふうに思ったわけですが、今言ったような内容と、そういうふうなものを組み合わせれば、可能性はもっと広がってくるのではないかなというふうには思っているところです。これから、そういった意味では商工会青年部ということで、二十数年前だということですが、現在も、この間、シンポジウムもあったようなこととお話も出てございますので、そういう方々の御意見等も聞きながら、いろいろと対応はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。ぜひ、レンタサイクル、市長、考えていただいて、もう本当に数十年の間そういうことが眠っていたこと自体がちょっと不思議なところでありまして、ぜひこれから展開を望んでいるわけでございます。

また博物館ゾーンへのアクセスの利便性を図って、今そういう話をしたんですけど、またできれば郷土博物館もさまざまな団体と連携して、ゾーンの自身の魅力を高める必要性も、工夫も必要かなというふうに思うわけなんです。これ一つの例でありますけれども、教育長推奨の「音楽の街 東大和」ですね、こういうことを生かして、先ほどもちょっと言ったんですけど、屋上が非常に景色が、景観がいいんですね。大和が一望できる場所なんです。ですから屋上で中学生のコンサートですね、そういう方が定期的にコンサートみたいのが行えるとか、あと脇にある階段なんか非常に広い階段でそばに池があるんですけど、下をコンサート会場にして階段から観覧ができるようなことなんかも考えていくと、これ一つの拠点になるのかなと。あとは郷土史の研究のグループと連携して東大和の歴史の講座を行うとか、あとは現在も多摩モノレールとの連携

というのは行っているようでありますけども、今後もさまざまな団体との連携をすることで、郷土博物館ゾーンの魅力を増すというふうに考えております。例えばお座敷列車みたいなのがあるのかな、今モノレールでね。そういうのと、モノレールでこっち、大和へ、上北台まで来たら、そうしたら郷土博物館でコンサートを聞いて帰るとか、そういう展開もできるのかなというふうに思います。

また、実は厚生文教委員会なんかでも、図書館の運営のことで研究をしてみました。その中では他市へ行ってみますと、図書館やなんかでも子供たちの夏休みの研究ですとかね、子供たちの学習発表みたいなどころの指導をするというかね、そういうことまで伝授するみたいな、そういう講座なんかも開いてる図書館なんかもあるようなんですね。ですからそれ図書館じゃなくても、僕は郷土博物館でも、夏休み期間中にそういう子供たちを集めて、例えば夏休みの制作を何か発表するとか、あとはそういうふうな研究をするとか、そういうことを伝授するとか指導するとかという、そんなこともあっていいのかなというふうに思うわけですけども、その点について御回答をお願いしたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 郷土博物館を拠点にしたそのゾーンの魅力の向上というんですかね、そういう今お話をいただきました。博物館の職員も、日々さまざまな事業をやっているわけですけども、最近の外に向けていろいろ事業をやっているように私は思っております。そういう中で、先ほどの教育長の答弁にもございましたけども、夏休み期間中の多摩モノレールのスタンプラリーへの協力、これのほかにも多摩信用金庫の80周年の記念事業のほうにも協力をさせていただいたりしてきました。主催事業としましても、これまでとはかく博物館の中での事業が多かったわけなんですけど、昨年度、市内の団体と協力をしたりする中で、ひなまつり展のコラボレーションをやったり、それからロビー展示では第二小学校の6年生が旧日立航空機変電所について学習した内容の展示を行うこともいたしました。これまでもさまざまな団体と連携を図りながら、展示している方を取り巻く、例えば保護者だったりとか、おじいちゃん、おばあちゃんだったりとか、いろんな方を呼ぶような工夫をし始めてるところでございます。今後でもですけども、博物館の魅力を一層高めるために、今回御提案いただいた屋上のコンサートにつきましても、そのほかにもいろいろ考えながら研究をしてみたいと、そのように考えております。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

いろいろ検討していただきたいというふうに思うわけですけども、例えば先ほどからお話ししました、今後、「音楽の街 東大和」を生かして、民間の人ですとか、あとは学校のクラブ活動などが利用して、例えばコンサートなどを定期的に行うことは可能なんではないでしょうか。また、そうした活動に対する教育委員会とか市のほうの支援の考え方を聞かせたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 郷土博物館の屋上の広場でございますけども、中村議員おっしゃったように非常に眺めがよいところでございます。これまであそこを使った事業としましては、アマチュア無線クラブのほうで、あそこを使って交信のために使ったというような実績がございます。屋上には電源がないということもありますし、またコンサートということになりますと、住宅がすぐ近くにもございますし、住民の方の御理解もいただかなきゃいけませんし、そういう中ではいろいろとまだまだ課題があるかなと思いますので、いろいろお話しいただく中で考えてまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） それはね、いかなことをするにおいても、まず当然考えられることではあるかなと思

うんですね。ただいかんせん、この観光行政もそうですし、今盛り上がってる、特にこの「音楽の街 東大和」という形で進めていく中では、できればぜひそういう地域住民の御協力をいただく、これは日ごろから市長が言われている協働というところではないかなと思うわけでありまして。できれば、私なんかは今からちょっといろんなことも考えてはいるんですけども、民間の方にでもお願いをすればいろんなことをしながら、ひとつコンサートみたいな形なんかのものも企画してみたいなというふうに思っております。それには、やはり行政側もそうでしょうし、教育委員会もそうですし、皆さんの中でやはり、ぜひ一人一人が地域の住民の方に頭を下げて歩くぐらいのことをしないと、そうしていかないと一つのことを実行するには、また声もかけるのも、やはりそれこそ少人数じゃなくて大勢の方に声をかけていただいて、皆さんが主催、大和の市民が主催でやるんだと、やっぱりこういう気持ちで物事って進めていかないとまずいのかなというふうに思うわけでありまして。ぜひ、コンサート、進めていただいて、それこそ先ほどから言われましたようにモノレールのほうまで見えるわけですよ。モノレールの駅から、恐らくこうやってのぞいたら、あそこでコンサートしてるのわかるかなというふうなものもあるかもしれないですよ。またそれが非常に軽快な音楽なんか聞けるということも、これも逆に言えばひとつね、騒音と考えるのか、ひとつその音楽を聞くんだというふうな、そういう意識で考えていただければ、やはり一つ形になっていくのかなと。まさにそういうことを一つ一つ形にしていかなないと、これから先ほど来から申しました大和のまちづくりですよ、大和の都市をどういうふう考えていくのかということも含めて、そういうことがまず活気の一つのきっかけになって、これからそういうことは考えていければなというふうに思うわけでございます。

ぜひ、市長、そういう面ではひとつ市長のお答えいただきたいなというふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。皆さんでつくるということで、ひとつ。

○市長（尾崎保夫君） いろんな方がいろんな御提案をいただいて、私ども行政のほうでそれをバックアップして、うまくいけばいいかなというふうにして、これからはそんな意味では、市民の皆さん方と一緒に、狭山丘陵を含めて郷土博物館、しっかりと発展させていくというか、拠点にしていきたいというふうにして、いるところでは。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、まずはそのコンサート、市民みんなでつくるんだというつもりでお願いしたいというふうにするわけでございます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

---

午後 3時20分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 関野杜成君

○議長（尾崎信夫君） 次に、8番、関野杜成議員を指名いたします。

[ 8 番 関野杜成君 登壇]

○8番（関野杜成君） 8番、関野杜成です。通告に従い、一般質問を行います。

大項目の1番として、市道・都道の管理についてです。

①市は建設企業と「協定」を結んでいるが、どのような内容か。

②2月8日の雪のときには、この協定でどのようなことができたのか。

③2月8日の大雪後、数日間、市内の新青梅街道の数カ所で氷化した雪により大渋滞が起きていた。どのような対応をしたのか、お伺いをします。

提出期限が14日でしたので、15日の状況もわかればお伺いをいたします。

大きな2番といたしまして、中学校暴力対応について。

①どのようなことが起こり、どのような対応をとったのか。

②連絡体制はどのような形なのか。

③どこまでの方が知っているのか。

大きな3番目です。女子初のフルマラソンを記念してモニュメントを作成設置、その後の展開について伺います。

①ウオーキングやランニングのための整備の考えは。

②26年度の予算で今後の展開と事業内容は。

③マラソンなどの多摩湖の周遊道路の整備についてお伺いをいたします。

大きな4番、入札についてです。

①指名業者選定委員会の委員は何人で誰が行うのか。

②業者の選定の基準は。

③地元企業育成の考え方は。

以上、この場での質問になります。再質問については、自席にて行わせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

[ 8 番 関野杜成君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、道路管理における建設企業等との協定についてであります。市では東大和建设同友会と災害時における道路施設等の応急対策業務に関する協定を締結しております。その業務は、市内において地震、風水害、火災等の災害が発生した場合や、発生するおそれがある場合における応急措置や障害物を除去することとなっております。

次に、2月8日の降雪時における業務の実施についてであります。東大和建设同友会から重機5台、車両8台、重機の運転者を含めて16名の労力の提供を受け、幹線市道のうち坂道である4路線の除雪を実施したものであります。

次に、2月8日の大雪での新青梅街道への対応についてであります。今回のような降雪時には市道の状況等について市民等から情報や相談が寄せられます。新青梅街道の道路状況につきましても、情報が寄せられたため、管理者である東京都北多摩北部建設事務所に連絡をとり、対応の要請を行ったものであります。このような状況下では、まずそれぞれの管理者が情報連絡体制をとり、対応することが重要であると考えております。

次に、中学校における暴力行為への対応についてであります。平成25年10月、市内中学校において教師に

に対する暴力行為があり、教育委員会では学校及び警察等の関係機関と連携を図りながら対応したところでございます。いかなる理由があっても暴力は決して許されないものであり、社会で許されないものは学校においても許されないという考えのもと生徒への指導をお願いしております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、連絡体制についてでございますが、学校においては教師と生徒の信頼関係や生徒相互の人間関係を大切にしながら、生徒が自己実現を図れるよう生活指導に取り組んでおります。暴力行為が繰り返されるような場合には、毅然とした対応をするとともに、暴力の状況や程度を勘案し、警察等の関係機関と連絡を図ることも重要であると考えております。また学校において暴力行為が起きたときには、学校から教育委員会に報告があり、連携して対応をしております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、どこまでの方が知っているのかについてでございますが、当該生徒だけの問題ではなく、学校及び保護者、地域が協力して対応する必要があると学校が判断した場合、臨時に全校保護者会を開催いたします。今回の事案については、対教師暴力が起きた経過と今後の学校の対応について、全校保護者会で説明が行われました。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、日本初の女子フルマラソンを記念してモニュメントを作成し、設置した後の展開についてでございますが、昭和53年に多摩湖周辺道路で日本初の女子だけのフルマラソン大会が開催されたことから、市では3月に同じ場所で行われる多摩湖駅伝大会の開会式に先立ち、市民のスポーツ振興及び健康増進を図ることを目的に記念碑の設置と除幕式を行います。なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、多摩湖自転車道の整備についてでございますが、多摩湖自転車道の整備について、以前に東京都北多摩北部建設事務所に要望した際には、多摩湖周回部については、多摩湖が水道局用地であること、自然の地形を生かした整備と管理を行っていることなどから、拡幅整備は困難との見解を聞いております。しかし、舛添新都知事は、多摩地域への積極的な施策展開の考えを示しており、複数の部局に係る案件についての検討にも期待が持てるところであります。多摩担当副知事宛てに要望する等により、安全性、快適性の向上を求めてまいりたいと考えております。

次に、指名業者選定委員会の人員等につきましては、副市長、企画財政部長、総務部長、市民部長、都市建設部長及び検査担当課長の6名であります。

次に、業者選定の基準につきましては、厳正かつ公正な入札の執行を図ることを目的に、指名競争入札参加者指名基準等に基づき、指名競争入札の指名業者等の適格性の判断及び選定を行っているところであります。

次に、地元企業育成の考え方についてでございますが、公平性、透明性、競争性のある入札契約制度の整備を進めるとともに、地元企業優先指名の方針を継続し、当市の地域経済振興と地元企業の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、中学校における暴力行為への対応についてでございますが、平成25年10月、市内の中学校におきまして教師に対する生徒の暴力行為がございました。状況は、当該教師が学級活動中に、他の学年の生徒が許可なく教室に入ろうとしたため、その生徒を教師が制止しようとしたところ、生徒が教師に暴力行為を行ったものであります。

次に、連絡体制についてでございますが、学校では生徒に関する問題行動等があった場合には、保護者に連絡

をし、学校と家庭が協力して生徒を指導できるように話し合いの場を設けております。今回の事案におきましても、学校はその日のうちに当該生徒の保護者に対教師暴力の経過と学校の対応について説明をし、今後の生徒への指導について話し合っております。教育委員会では、学校から問題行動等の報告を受けた場合には、状況に応じて指導主事を派遣し、学校と連携をとって解決を図っております。

次に、どこまでの方が知っているかについてであります。今回の事案につきましては、臨時の全校保護者会を開催し、対教師暴力が起きた経過と今後の学校の対応について説明を行っております。また学校運営連絡協議会委員及び青少年対策地区連絡協議会委員にも同様の説明を行っております。教育委員関係では、教育委員長に、当日、事故の内容と学校、教育委員会の対応について報告をするとともに、他の教育委員には教育委員会において報告をしております。また教育委員会では、定例校長会において今回の事案の経過と対応について説明をいたしました。

次に、日本初の女子フルマラソンを記念してモニュメントを作成、設置後のウォーキングやランニングのための整備の考え方についてであります。今月21日に行われる多摩湖駅伝大会では、専用のホームページの開設及びインターネットでの申し込みを開始した結果、多摩湖周回コース、公園周回コース、合わせて昨年より115チーム増の447チームの申し込みがありました。多摩湖駅伝大会の開会式に先立っては、記念碑の除幕式も行いますので、今後はさまざまな形での事業展開が考えられます。しかしながら、多摩湖周辺は東京都の用地であることから、ランニング等で利用される方のための具体的な施設整備に関しましては、大きな課題があると認識しております。そのため、当面は多摩湖駅伝大会の内容を充実することに重点を置いてまいりたいと考えております。

次に、26年度予算における今後の展開と事業内容についてであります。市、教育委員会、体育協会による実行委員会を組織し、実施される今回の第24回多摩湖駅伝大会につきましては、過去最高となる49社から90万3,000円の協賛金をいただくことができました。この中には、大手スポーツメーカーの御協力も新たに含まれております。大会の実施に当たっては、大会本部や仮設トイレなどの会場設営に係る費用を市が負担し、大会の審判や観客員、記録計測などの大会運営に係る費用を実行委員会が負担することになっております。大会のさらなる盛会のために、平成26年度以降も引き続き協賛をいただける事業者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 2月14日から15日にかけての降雪時の建設同友会等へ要請した内容でございます。15日には、重機6台、重機の運転手を含む人員11人。16日につきましては、重機2台、人員は2人ということで、市内の9路線について除雪作業を実施したものでございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

それでは、再質問に移らさせていただきます。

まず市内の都道、市道の管理についてであります。

当日、8日の日もそうですが、やはり15日が大分思ったよりも降ったというところで、市内の交通機関も全て麻痺しており、先日も消防の他の質問の中で、地域コミュニティーがしっかりしているところは、しっかりと雪かきがされていて、地域コミュニティーがしっかりされていないところは、雪かきがされていなかったというような話もありました。実際のところ、今お話を聞いた限りだと、建設同友会との協定の中でやってるん

ですが、重機が5台、15日は6台ということですが、これはもうアップーなのでしょうか。正直6台で市内をやるということは、9路線ということですから、多分優先順位を決めて行ったのかなというふうに思うんですけども、実際の建設同友会が所有している重機の最大量を教えてください。

○**土木課長（木村哲夫君）** 建設同友会のほうには、事前に大雪の場合ということで除雪をお願いしたいという要請はしてございましたが、その中で建設同友会としては、実際に作業に携わっていただいた重機が最大であるということで、会社によりましてはレンタルの会社がございますので、そちらへも問い合わせしていただいた会社もあるようでございますが、そちらにも貸し出せる重機はないということのお話は聞いております。以上でございます。

○**8番（関野杜成君）** ありがとうございます。

私が小学生のときは多くの——今以上に多分建設会社があったのかな、また大きな建設会社もあったのかなという思いがありまして、案外雪が降ったときはもっと多くの重機が動いてたように感じております。これは一番最後の入札というところにも後でかけますので、その点は今は質問いたしません、最大でやはり6台という中で、9路線または4路線という形で、雪降った後、行ったということですが、この4路線だったり9路線というのは、どういう基準でこちらのほうに、重機を回して雪を除去していったのでしょうか。

○**土木課長（木村哲夫君）** 優先順位ということですが、まず坂道等で車両の通行ができないような路線、迂回路等がございますので、除雪をまず先にやらなければいけないという路線がございます。次に、大雪のために交通管理者、我々道路管理者のほうも、指定というか通行どめということが出来ます。この中で通行どめを指定しまして、ここの早期解除をしなければならないような路線、あと駅前の周辺の路線ですとか、また交通量の多い路線ということで優先順位を行っております。

次に、やはり道路ですので、南北道路は結構日当たりがよろしいんですが、市内にあります東西道路、こちらの道路の特に南側の車線、日陰の部分になりますが、こういうところが凍ってしまうということで、こういうところをまず優先的に除雪作業は行っているような状況でございます。

以上です。

○**8番（関野杜成君）** ありがとうございます。

では、次に車8台って、出たというふうに書いてあるんですが、車、これは出したのは雪を乗つけるためとか、そういうことでもいいのか、ちょっとその点、確認をさしてください。

○**土木課長（木村哲夫君）** 車両の8台は、この同友会の関係の方が市役所のほうに集合する際の車両ということで、特にこの車両を除雪関係に使用したというものではございません。

○**8番（関野杜成君）** ありがとうございます。

では、重機で坂道、または通行どめをして、その後、早期解消するために行ってると思うんですが、その雪というのはどういう形で処理をされているのか教えてください。

○**土木課長（木村哲夫君）** 除雪した雪につきましては、基本的に今回のような大雪でしたので、通行する車の幅の部分をまず確保するというので、道路の脇のほうに寄せているのが2月8日の状況でございます。場所によりましては、近くに空き地等がございます、その雪を仮に山積みですとか、できるような場所があったところにつきましては、そういうところをお借りしまして雪のほうを、除雪に対応してる状況でございました。以上です。

○**8番（関野杜成君）** では、ちょうど今、空き地にということが出たんですが、その空き地にそういった形で

山積みするという事は、その地権者との話し合いがされているということなのかなというふうに思うんですけど、それは近隣の住民の方々には、そういうところには捨てられるというような状況なのか、また捨てられるのであれば、そういう周知はされているのか、その点についてお伺いします。

○土木課長（木村哲夫君） 今回の大雪の場合ですと、その土地所有者の方、また関係の方にお断りしまして、仮に山積みさしていただいておりますが、後日その雪のほうはまた撤去しております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 市役所がそこに持っていくという形ですけど、周辺に住んでる方が雪をどかすときに、結局目の前に置いたり、道路の横に置いたりってなると、また積み上がるわけですから、その周辺の住民の方はそこに捨てられるような形にはなっているか。

○土木課長（木村哲夫君） 地域の方ということでございますが、そういう状況ではございません。

○8番（関野杜成君） そうすると、結局そこからまた、空き地からほかのところに市のほうは持っていくというような形になるってことですね。ちょうど市のほうで、こういう空き地にいつか置いてるというのは、私、知りませんが、最近ここ2年ぐらい前、豪雪地でもなく、東京のようにちょっとだけしか降らないところでもなく、その中間の東北のほうで、雪が降ってるところで、やはり住民の方が家を出るのに、または車を出すのに毎日雪かきをすると。ただ、毎日雪かきをすると、どんどんどん雪がたまってって、どうしたらいいかという中で、東北の自治体ではそういう空き地を利用して、周辺住民の方にそこに捨ててもらおうと、そういう方策がとられたらしいです。その上で、方策がとられたことによって、家の前に雪をどんどん積んでいくことがなくなって、やはり安全性、そういったものには寄与してるというようなことをちょっと報道で聞きました。ただ東京の場合というのもありますので、空き地に山積みできればと思うんですけども、全てが多分そこに持っていけるわけではないのかなというふうに思っています。もちろん豪雪地だったり、東北のほうでは海に捨てたり、または川に捨てたりというようなことも行っておりますが、本市の場合は、例えば空堀川とかそういったところに捨てたり、そういったことは可能なんでしょうか。

○土木課長（木村哲夫君） 今回の大雪がございましたので、その関係、東京都、管理しております東京都北多摩北部建設事務所の河川管理のほうへ確認させていただきましたところ、やはり川は流水、雨水の流水の治水のための河川ということで、雪の投棄につきましては許可はできないという回答をいただいております。同じように調節池、東大和市内に調節池、何か所かございますが、調節池も同じようなことで河川という扱いになりますので、雪等の投棄はだめですということでございました。ただ、河川の区域の中で、市が河川の占用許可を得て使用しているような土地、東大和市内ですと、実際には東村山境にございます富士見緑地、こういうところで市が許可を得ている土地の中については東京都のほうは特に、許可を与える関係で問題はないのではないかなというお話は何っております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） まあ富士見緑地については市が管理してますから、そういう意味で東京都から文句言われる筋合いはないと私は思ってますし、今の東京都からの答弁というのは、何十年前もずっと同じ答弁をしてるだけですから、ある意味、先ほど市長答弁でもあった、知事がかかって多摩担当副知事の期待をしてるというようなこともありますので、今後はそういう意味では市のほうからそういった形で使わせてもらおうというのも、北北建にももちろん言うのも一つですけども、そちらのほうから話を通してもらって、利用させてもらおうというような形はいかがなのかなと思って、私は質問したんですけど、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 部分的に専用が可能になる河川の機能を有する用地の外で広く借りてるような富士見緑地については、そのような利用も可能だという判断もあると思います。やはり治水的な面が多い、その機能をきちんと確保しておきたいという河川の管理敷地、用地といったようなところについては、自由に使えるようになるのは難しいのではないかとこのように考えておりますので、ただこのような大雪のときには、利用できる範囲といったものは、もし相談ができるのであれば、実際に管理している北北建と細かな相談を今後詰めて、何かしらの協議により使えるような手だてがあれば、探っていくということは必要なことというふうに感じております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 正直、私は話し合いをすれば、できるのではないかなというふうにも思っておりますし、私の住む芝中のところにも調整池ありますけれども、あそこもある意味、あれだけ広大な場所ですから、そういう意味では捨てることも可能ですし、ちょうど南北に、日の当たりがいい場所でもありますから、ああいう場所に捨てれば、それこそ、多分御存じだと思いますが、芝中のロ号棟側みたいにとずっと雪がたまるといふこともないのかなというふうに感じます。そういう意味では、やはり市内、結局12時ぐらまで、15日の日は、そんぐらまでほとんど交通が動かない状態、正直、私も朝4時から9時ぐらまで、車で全然動けない状態で、お巡りさんに助けてもらったという経緯もあります。正直、20メートルしか動けませんでした。スタッドレスを履いてるにもかかわらず。そういう意味では、やはりそういう雪をどんどんどんどん除去して置く場所というのは、何年に一度というようなものかもしれませんが、3・11、ちょっと同じにするのもどうかとは思いますが、やはり何年に一度でも起こり得るものですから、そういったものをどうやって対応していくか、そういうのも今後は検討しながら北北建、または東京都とも話をさせていただきたいなというふうには思っておりますが、いかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 今回の大雪につきましては、45年ぶりの大雪というようなことも言われております。そういった中で、非常に東京の雪は、ある程度降っても、少しよけておけばすぐに解けるとというのが今までの経験則でございましたが、今回の経験の中で、そうでない雪も東京にも降るよということもはっきりしましたので、御相談についてはささせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

早急というわけではなく、またことはまだ降るのかわかりませんが、来年度、ことは降ってもあと一度程度かなって考えますが、来年度に向けて使えるようにお話をさせていただければなというふうにも思っております。

次に、市内の新青梅街道ですね、新青梅街道、ちょうど私が見た限り3カ所、上北台の近くのゲームセンターの前、あとイエローハットの前、あとはもっと先へ行ったところのニトリの前あたり。あそこら辺が、次の日、通ってみると、皆さん何か渋滞をしていたんです。何でかなと思って、私も通ってみると、チェーンを履いた——多分大型トラックが圧雪をして氷化してしまったのかなというふうに見えたんですが、その状況があつて渋滞が起きておりました。東京都、多分、北北建のほうから委託を受けた会社なのかもしれませんが、溶かすやつちょっと、塩カルかな、塩カルをまいてはいるんですけど、まき方にも問題がありますし、もうそこまになつてるものに塩カルをまくってという発想もちょっと違うんじゃないかなと私は思った次第です。

そういう意味では、ちょうど私もその点について市のほうに問い合わせたときには、東京都のほうも上北台

とか、あそこら辺を除去しにやってきたというようなお話はあるんですけど、結果的にどこがどういうふうになってるかというのは、多分東京都は把握していないのかなというふうに思いました。そういう意味では、まず市のほうはどの部分がそういった影響を受けやすい、または解けにくいというようなのは把握しているかどうか、お伺いをいたします。

- 都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま関野議員から御指摘いただいた箇所等、大きな交差点のところだと思います。私たちがパトロールに出たりとか、そのときに感じたことでございますが、雪が中央分離帯化してしまうような感じになってしまう。わだちが何本かできるんですけども、余りにも積雪が深かったというようなことで、中央分離帯化してしまったことが、右折レーンを潰してしまうというようなことから渋滞が起きたというふうにも感じております。そのようなことで、そういったところについて、市道であれば、そういうところの水はけをよくしたりだとか、ますを出すというようなことをやっておりますけれども、東京都も同じような対応をとるつもりで現地には来ていると思いますが、都道の管理の延長も長いというようなこともありますので、全部を除雪できるような状況でなく、まずは融雪剤をまいて自然に発生してくる通行により、踏んで、それで解けていけばというようなやり方をとっているのではないかとこのように感じるところでございます。
- 以上でございます。

- 8番（関野杜成君） 都道もそうですけど、市道のほうもおわかりになってれば、それこそ量がふえれば、先ほど言った順番の坂道からとか通行どめになってるところとか、その後も多分住民の住んでるところ、そういったところにも手が回るのかなと思って、把握しているかというのをお聞きしました。正直、私が住む、先ほど言ったロ号棟の裏側はずっと1車線ですね、1車線通れるか通れないかっていう、人の手でやっていますから、そういう形だったと。その後、市のほうに連絡をしたら、市のほうで来ていただいたというようなお話も伺っていますので、やはり凍ってしまう場所というのは、なるべくとっていただいて、解けていく場所というのはそこに置いとくとか、少ない車両しかありませんから、そういう意味ではそういうまい方法があるのではないかなということで質問をしております。

それとあと今、部長がお話ししたのは、多分雪が降って次の日のお話だと思います、15日の日の。結局、この氷化するの、それ以降の話になってきます。だからそこで私が提案したいのは、ある意味、東大和市内の都道、そういったところに関しては市のほうで受けてしまって、そういう緊急時には、向こうと協定を結んで市のほうでやりますと。ただ、やったものに関しては請求しますと。そういう形の協定、私は結んでもいいんじゃないかなって思いますけれども、いかがでしょうか。

- 土木課長（木村哲夫君） ただいまの御提案でございますが、やはり東京都と市のほうにおきましてはおの管理が、管理が違いますので、なかなか難しいのではないかなというふうに考えられます。そのような中で、他市の状況ということで、東京都のほうへちょっと確認をさせていただきましたところ、北多摩北部建設事務所管内の市と東京都の中で、除雪を含めての話でございますが、補修関係の協定関係を結んでいる市はないということございました。やはり難しさがあるのかなというふうには考えております。

以上です。

- 8番（関野杜成君） まあないんであれば、ある意味、それこそやったほうがいいんじゃないかって私は思います。他市の多分市の方も、同じようなことを話していただければ、「ああ、それいいね」という話になってくるといいますんで、ある意味、多摩として市長会とか、そういったところで提言をするとか、別に市独自でも構いませんけれども、やはりああいう状況になると、私、懸念していたのが、夜ですよ。昼間であれば交

通量が多いですから、ああいう形で渋滞になると。ただ、夜、渋滞にはならず、交通量も少ないですから、普通に走っていると、あれはパンクするぐらいのかたさがやはりありますので、そうなると今度は事故につながるわけです。そういう意味では、今回も専決でありましたけれども、そういう場合、事故につながったら、多分都道、東京都としても保険を支払っていかなきゃいけなくなると。そういったものを考えれば、やはり早急に対応をするためにも、東京都も業者にやらしてるわけですから、であるならば東大和がこの区間は受け持って業者にやらせるとか、もちろん市のほうが手があいてるのであれば、そういうふうにとるか、そういったことをやはり今後は考えていくべきかなというふうに思いますが、再度答えをお願いします。

○副市長（小島昇公君） 正直申し上げまして、2回目は災対本部を設置したぐらい、市はできる限りの手を尽くしました。やっぱり住民の方からも、いろんな問い合わせがあつたりしましたが、優先順位を決めて通行の量も多い坂道を中心に始めたということでございますが、正直言いまして、じゃ坂道がみんなできたのかという話になるとできないんですね。ですから本当に、一番市民生活に影響のあるところから優先的にやりましたが、やり切れなかったというのが状況でございます。ですから、そこをひとつ御理解を賜ればと思います。ただ、こういうことを教訓に、少しでも手が回せるような検討はしてまいりたいと思います。以上でございます。

○8番（関野杜成君） 副市長、勘違いしないでください。この重機が5台の中で、私はよくやったと思ってます。ただ今後やっていく中で、もっとよくやるためにどうしたらいいかというところでお話をさしていただいているのと、やはり市は市の市道をやってるわけです。ただ、その中で東京都、新青梅街道は都道ということですから、東京都は結局、2日か3日してからその業者が来て、なおかつ塩カルをまいて、全く何の変りもない状態を2日、3日放置している状態です。そういう意味では、やはり東大和市内でもありますから、そういうところに手がつけられるという状況であれば、そこをやはり手をつけると、そういった意味で東京都とそういう協定を結んで行ったらいかかというお話をしております。別に市のほうが何もやってないということ言ってるわけじゃないですから、そこを勘違いしないでいただければというふうに思っております。

同友会のほうで何かレンタルというようなこともありました。正直、先ほども言ったように、私もレッカーを呼ぶのに5時間という形で、どんどん集中をしてしまったんだと思うんですね、皆さんのそういうレンタル機が。そういう意味では、市のほうが今所有しているペイロード、重機のほうは一体何台あるのか、またはどこがどうなっているのかを確認しに行くと思うんですけども、その車両というのはどういったものがあるのかお聞かせください。

○土木課長（木村哲夫君） 今現在、市が所有しております重機としましては、ホイールローダーでございますが、1台でございます。あと現地のほうに確認に行くということに使用しておりますのは、黄色と白に塗り分けました道路パトロールカー、これが1台。軽でございますが、これが1台とダンプトラックが1台ということで、こちらがメインでパトロールには出向いております。あと担当カー、あと集中管理等の車も、状況に応じて随時パトロール等に使用している状況でございます。

○8番（関野杜成君） 重機が1台とパトロールカー、軽が1台ということですね。これ四駆なのかな。普通車だと多分、ある程度の時間がたってからじゃないと現場まで行けなかったんじゃないかなというふうに感じるんですが、これどのくらいたってから、12時に災対本部ができてということだったんであれですけど、早急に行くには多分この軽のパトロールカーでは、あの状況では進めなかったのではないかなというふうに思うんですが、その点ちょっとお聞かせください。

○土木課長（木村哲夫君） 軽のパトロールカーにつきましては、四輪駆動車でございます。チェーンを巻いておりますので、出動の際には、今回の大雪の中でも出動は可能でございました。

○8番（関野杜成君） わかりました。単純に提案として、もうちょっと車高の高い4WDみたいなものを買ったらどうかという提案をしようと思っていたんですが、まあ実際そこで動けたのであればいいですけども、あれよりもっと降り始めると、多分車両以上の高さになってくると動きづらいのかなというのがありますので、その点も検討していただければなというふうに思っております。

何にしろ、やはり市のほうでは、やはり1台持っているあの重機で一生懸命雪をかき、または積もっていたところを一生懸命タイヤで潰していたというようなのも見受けられます。そういう意味では、確かに市としてのやれるべき範囲、現状のやれるべき範囲はしっかりできてたかなというふうには思いますが、やはり市民からすると、ここはどうなってるの、あそこはどうなってるのという、そういう電話のほうに殺到していたのかなというふうにも感じますので、後で入札のほうでもお話ししますが、まずは東京都のほう、そちらとのまず雪の置き場所、または新青梅街道等の協定なども進めていただきたいなというふうに思っておりますが、最後に市長、どのようなお考えでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 答えのほうは先ほどと同様になりますけれども、想定外というわけにはいきませんので、今回のことを教訓に、どうしたらこういう事態になったときに市民の生活を守れるかというところで、検討して調整をしてみたいと思います。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 北北建がこう言ってるからできないではなく、何とか市のためにやろうということで、2度も、3度も北北建と話し合っ、て、来年に向けてこういう協定ができましたということをお願いいたしまして、この件の質問は終わりにさせていただきます。

次に、2番、中学校暴力対応についてです。

先ほど答弁の中で、これもまたちょっと質問しにくいんですが、実際に、ちょっとまずお伺いします。この学校の教師は、この行為が行われる朝の時点で、どの方が知っていたのかというのはおわかりになりますか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 個人情報が含まれるものが数多くありますので、ちょっと概略になることはお許しください。

この朝、校長は、実はこの前日にあった事実がございまして、それが引き金になって、この当日を迎えておりますが、校長は知っておりました。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） その後、実際この生徒の担任、またはその引き金になったところの担任は、知らなかったということよろしいでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 教育委員会が聞いているところによりますと、校長は休み時間の中で、一応前日のことの概略は伝えたと聞いております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 概略は、じゃ、知っていたというような認識になるのかなというふうには思いますが、知っていたのであれば、逆に言えばこの学校で、校長も、もちろんその担任もそうですけれど、この本人がどういう気持ちの人間がというのはわかっていたはずなので、その点に対しての注意というのは行っていなかったのか、その点をお伺いします。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 校長のほうは——ただ想定ということがなかなか難しいこともあります。ですから校長から話を聞いている中では、今回のことが起きるとは考えていなかったと校長は述べております。また担任のほうなんです、担任はまだ経験が浅いものもありますので、やはりこういうことになるということとは考えていなかったと聞いております。

以上です。

○**8番（関野杜成君）** 私も実際、このやった生徒というのは、確かにそれをやってしまっただめだろうというふうには思います。ただ、学校の中でも対応ができたはずのものができてないと、私は今の答弁を聞いて思いました。ある意味、どこまで……。前日のというのは、校長は知っていたというようなことですから、そういう状況であれば、私が本人だったらふざけるなという話にもなります。もちろん多分皆さんであっても、そういう気持ちになるはず。なぜそれを校長は考えられなかったのかという点について、まあお答えくださいって、校長じゃないから答えできないですけど、ただやはりそういうところでは、私はそういう部分がしっかりと共有ができてなかった、考えられなかったのかなというふうには思いますが、本来であれば多分考えられる行為だと思います。まあこれは考えられる行為というのは、私はそういう正直生き方をしてきた人間ですから、私は考えられて、皆さんは勉強で一生懸命、頭のいい方でしたから、そういうのを考えられなかったのかなというふうには、私の中ではちょっと納得するしかないのかなと思っております。そうじゃなくてもやはりそれなりに頭のある方ですから、何がどうなるかというのは本来わかってよかったのかなというふうには思いますが、その辺についてお答えというのをお願いします。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 前日の起こっていることに関しまして、事実確認が、実は警察から聞いていることと、恐らく本人たちが感じていることにずれがあったと感じております。ですから、学校側は警察の事実をもとに考えておりましたので、なかなか想定することが難しかったと判断しております。

以上でございます。

○**8番（関野杜成君）** なるほど。よく私も中学校のときに、何かあるとあなたがやったんでしょうというような感じで、先生から決めつけをされることもありました、まあ九小のときですけどね。ただそのとき、やはりある先生は、しっかりと話をしてくれると、やっぱりわかってくれて、私じゃないということを言ってくれる先生もいた。そういうことからすると、今ずれがあったということは、ある意味、校長はこの子だから、もしかしたらそうじゃなくて、こいつがやったんじゃないかっていう考えを持ってしまったんじゃないかなというふうには私は考えるところですが、その点についてどうですかと言っても、多分その調書は校長のほうにしてないので聞けないかなというふうには思うんですけど、ただ実際、今お話、教育長のほうから時系列をいろいろ聞きました。実際その時系列、実際起こったところの中で、その後、その教師と本人というのは話し合いはされているんでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** その当該中学での事案が起こった後、本人たちばらばらに、何名かいましたので分けて、それぞれ学校で分担して子供に指導をしているという事実はございます。

以上でございます。

○**8番（関野杜成君）** 状況を確認するに当たって、やはり片方からと片方からという聞き方よりも、本人たちを会わせて私は話を聞くべきじゃないかなというふうには思うんですが、それは行っていたのでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 学校の生活指導の基本としまして、事案が起きた場合には、まずはばらばらに一人一人聞く。その後、教師が集まって事実関係を確認して、整合性をとるという指導法をとっております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） その順番は、私はいいと思いますが、ばらばらに意見を聞きました。当事者同士が会ってお話し合いをされたか、その点について伺います。

○学校教育部参事（石井卓之君） その当日は、当事者同士は会っていないと聞いております。

以上です。

○8番（関野杜成君） 当日に当事者同士が会っていない状況の中で、教育委員会は今回の決定を下したということよろしいですか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 今回の件に関しましては、やはり授業中に、ある意味教室が騒然となった事態、それから対教師暴力が起きているということを含めると、それからそれ以前のやはり非社会的行動がございましたので、それを勘案しまして今回の対応を校長と相談して、教育委員会も判断したところでございます。

以上です。

○8番（関野杜成君） もう一度聞きます。当人同士が会わずして、教育委員会が決定を下したということよろしいですか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 今回の事案に関しましては、会う前に一応、今までのことを含めまして判断をしたところでございます。

○8番（関野杜成君） ちょっとそこに問題があるかなって私は思います。やはりそういうことになったのであれば、もちろん個々分けて聞くというのも一つですし、実際、当人同士で会って、そこで話を聞くというのは私はここは大切なことだと思います。そういうけんかだったり何かになったときには、やはりそういうところっていうのが一番大切になってきますので、それを分けて話をすると、そこでまたボタンのかけ違いが必ず出てきます。そういう意味では、間にちゃんと教育委員会ないし担任とかが入った上で、やはり本人同士を会わせて話をすべきだったと私は思っております。これについてはどうですかと言っても、今の御回答ですから別とします。

私、聞いた限りで、実際そこに行けなかったというか、行っていないんですけども、実際のところ学校長と担任と保護者、そして教育委員会がいて話をしたというような形で聞いておりますが、まずこの点について合ってるかどうか確認いたします。

○学校教育部参事（石井卓之君） 4者がそろって話はしております。

以上です。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時14分 休憩

---

午後 4時25分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

実際そこで、その保護者、学校長、担任、教育委員会というところでお話をされていたというようなところで、ある程度、今までもその生徒は気性が激しい生徒であったので、そういう意味では担任と親御さんがお話をしたというようなものも聞いております。今回起こったものに対して、担任もそこでお話をしたときに、

今後も、じゃそういう形で行っていきましようと言った途端に、教育委員会側から警察にというお話が出たので、担任もびっくりをした顔をしてたというようなお話を伺ってるんですが、やはり実際、生徒に携わる担任、学校側がそれでいこうとしたにもかかわらず、なぜ教育委員会がそこで、その状況だけを見てなんでしょうが、その判断を行ったのかというところが、私は疑問に思っているんですが、いかがでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 教育委員会がその場で判断したということではなく、これまでも校長、それから警察を含めまして相談を進めてきたところでございます。実際、他校生に対する暴力行為があったり、校内における暴力行為がありましたので、最終的にはその子たちを何とかしてあげたい、その気持ちで判断をしたところでございます。

以上でございます。

○**8番（関野杜成君）** 私も、教育委員会が何とかしてあげたいという気持ちでやったというのは十分わかります。ただ、やはり相手は子供です。そういう意味では、私はもう一段階踏むべきだったんじゃないかなと。実際今もお話あったように、いろいろと暴力事件等もあったという中で、私が聞いた限りでは何の警告もなしにという状況があったのかなというふうに思います。警告とは何かというと、例えばまたやったときに、次やったら警察だよってというような、そういうようなことをやるのも、私は一つだったんじゃないかなというふうに思っていますが、この点についてはいかがでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** もちろん、警察だぞというような言葉を出してるか出してないかは別としまして、もうこれが最後だぞという指導は何回もやっているところでありますし、また警察からも、これが最後だぞということは実際、全ての子供じゃありません——言われている子供がいるというのは間違いございません。

以上です。

○**8番（関野杜成君）** まあ最後だぞの意味が多分わかんないと思うんですよ。そういう意味では、直接的な言葉で、やはりそういう子供たちは対応をしていったほうがいいのかなんて思いますし、私も小学校のとき対応されました——私の話はいいか。

それで、正直、以前も二中で卒業式するとき、悪かった子を卒業式に参加させなかったとか、正直そういうふうに、いろんなところだけを聞くと、教育放棄になってしまっているんじゃないかなと。もちろんそういった子供たちを何とかしていくのも、ある意味、教員の仕事だと私は思っておりますし、こちらの東大和市学校教育基本計画のほうにも書いてある、東大和市の教育の現状と課題の中で、生きる力の育成の中の2番でも、豊かな人間性というところがあると思います。正直、その子供たちをある意味そちらのほうに導いていくというのは学校の仕事でもあります。心の教育が求められていると。その中で、いじめや体罰、そういうのをなくすことによって、取り組むというようなことも書いてありますから、そういう意味ではいろいろな今までの経緯もあった上でそうなったということに関しては、私は文句も言いませんし、それは必要なことだというふうに思いますけれども、やはり相手は子供ですんで、しっかりとそういうのをわかってもらい、教師側が真剣にその生徒と向き合うということが、私は必要だったんじゃないかなということで、今回こういった質問をしておりますが、この点についていかがでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 当該中学校の生活指導を担当する教師は、これまでも粘り強く指導してきたことは間違いなく思っております。ただ今のお話のように、確かに自己指導力というのを高めるのは簡単なことではないと思っております。いろんな方法を使いながら、または学校組織全体で進めていくことは本当に

大事だと思っておりますが、ただやはり毅然とした態度で臨まなければいけないときも、一方あると考えております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） そのとおりだと私も思います。ただ、そこで担任は、このまましっかりと話し合いをしていこう、一番近い人間ですよ。そこがそういうふうになっているにもかかわらず、教育委員会がそういうふう判断をした。担任がびっくりしてるっていうこと自体が、うんって腑に落ちない部分があるので、ある意味今回はその対応というのもいいですけども、今後はしっかりと言うべきことを言って、伝えた上でそういう対応をとってほしいなと思います。

それとあと以前、先ほど教育長から、担任がけがをしたというようなことがありましたが、実際その生徒はけがしてないんでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 生徒が胸ぐらをつかんで、やはり周りの子供たちが騒然とした中で、担任が押さえ込んだので、そこにおいては打撲等はあったと考えております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

押さえ込んだ。私が聞いている話と、そこ違いますね。突き放したというふう聞いてます。もうここで、やっぱり話が変わってるわけです。そういう意味では、一番初めに言わしていただいたように、当人同士の話し合いが、やはりなかったのが問題だったのかなというふうにも思っておりますので、やはりそういうところは学校の教員だけの話を信じるのではなく、そういう人間でもしっかりとそういう子の話を聞くというのは、私は大切なんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 今回のようなことがあった場合には、基本的には学校で子供たちの様子を聞いて、それを教育委員会のほうでは校長を通して確認をしていく中で、精査をしていくということをやっております。また、周りの子供たちの話も聞いているところでございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） ちょっと視点が違うんですけど、それは私のほうから要望として伝えておきますので、今後どういう対応するかは。今回、せつかくという言い方も変ですけど、なかなか起こらない事案が起きてますんで、そういう意味ではこの事案を次に生かせるようにしていただきたいなというふうに思います。正直、先ほども説明あったように、前日、そのA君という子が、そのB君という子に対してというか、A君という子がB君のせいにしたと、この人がというような形でうそをついたところから、私は始まってると思います。それがそのB君の耳に入った。となると、そのB君は、やはり自分はやっていないと、それに対して怒るのは当たり前だと私は思いますし、それが朝の段階で校長の耳に入っていたのであれば、気性の激しい子ということは認知しているわけですから、そういった各担任のほうの対応が、私は必要だったのではないかとというふうに感じております。そこら辺について、もう一度、お願いをいたします。

○教育長（真如昌美君） 生活指導そのものは、教育の根本にかかわるところですので、非常に大事にしなければいけないですし、またなかなか難しいところでもあります。今回、御指摘いろいろいただきましたけれども、そのことにつきましては今後また受けとめまして、その対応について考えてまいりますが、今回、警察に御協力いただいたというのは、今はもう学校も警察もお互いの情報を共有しながら、子供の健全育成に向かって鋭意努力をしているところであります。そんな中で、子供に対する——ほかの子供に対する危害を加えそ

うであったり、あるいは及んでいこうという状況にあったり、あるいはその指導をしている担任にも、危害をこうむるというような場面があったり、放っておくと抑え切れない、当事者のそのお子さんにも危害が及ぶような場面がありますので、そういった中で選択の一つとして警察に御協力いただいたということでもありますので、その辺のところは御理解いただきたいなというふうに思っております。今後ともそういったことについては警察と十分連絡をとりながら、適切な対応をとっていきたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○8番(関野杜成君) そうですね。私の子供のときよりも、今の子供のほうが、ネットだ、いろんなのがありますから知識だけは持ってます。そういう意味では親御さんのほうからも、そういったモンスターペアレンツじゃないですけど、そういった問題もあります。そういう意味では、学校だけではなく、やはり警察と連携をとる。私は必要だと思いますし、今回の対応については、最終的な対応はそうせざるを得ないだろうというふうに考えておりますが、やはりもう少し親身にいろいろと聞くべきだったのかなというふうに思って質問をさせていただきました。

もう一点お伺いします。それが終わった後、保護者が開かれたと思うんですが、これは全校生徒のほうに連絡がたって開かれたという認識でよろしいですか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 学校を通しまして、臨時保護者会の通知を出させていただいております。

以上でございます。

○8番(関野杜成君) その通知は、全保護者ということでよろしいでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 保護者の皆様という宛名で出させていただいております。

○8番(関野杜成君) 済みません、そこでちょっと質問なんです、保護者会とか、私、子供の親じゃないんですけど、そういうのに参加しなきゃいけないんですかね。その点を伺います。

○学校教育部参事(石井卓之君) 基本的には、誰が参加ということじゃなくて、この通知を出しまして呼びかけているところだと考えております。

○8番(関野杜成君) 以前、そこの保護者ではなく、関係ないという言い方も変ですけども、まあ参加をした議員さんがいるというお話も、私、聞いております。そういう意味では、情報が入って、どういう状況なのか確認をしたいというときに、来ないでいただきたいというか、保護者会ですから保護者だけですよというように形で、私、断られました。実際のところ行っちゃいけないのかな、どうなんでしょう。

○学校教育部参事(石井卓之君) 今回のマスコミ等のこともございましたので、保護者の皆様ということで限定を学校はさせていただいたと考えております。

以上でございます。

○8番(関野杜成君) ということは、当事者の保護者も来られたということでよろしいですか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 学校からの報告によりますと、当事者の保護者は当日いらっしゃっていませんと認識しております。

以上です。

○8番(関野杜成君) まあ、そうですね。学校から来ないでくださいって電話が入ったって、私のところに入ってますから。まあそういう対応もどうなのかなというところが、私にはあります。実際、保護者の皆様へということと通知しているにもかかわらず、ただそちら側としては、その情報は入ってないと思います。そういう意味では、やはりその情報がしっかりと教育委員会のほうに流れてないというのも、学校の体制、担任

が悪いのか、校長が悪いのか、どこが悪いのかというのがありますが、私が聞いている限りでは来ないでくださいというふうに電話が入ったというふうに聞いておりますので、そういう意味ではちょっとやり方がずいぶんじゃないかなというふうに思うんですけど、この点については知っておりますか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 話が平行線になってしまうかもしれませんが、校長からは、この会に关しまして保護者に電話をしたと聞いておりますが、出るようにとも、出ないようにとも言ったということはないと聞いております。

以上です。

○**8番（関野杜成君）** まあ聞いたのが、私は本人たちからで、そちらは校長からということですので、どちらが言った言わないという話になりますけれども、やはり連絡が来て、そういう話があったということも聞いております。もちろん私も、この場で言いますから、うそは言ってないなという話もさしていただいております。そういう意味では、私はその方を信用しようかなというふうに思っていますので、ただそういった情報が、やはり入っていないというのは、ある意味問題だと思いますし、また今後しっかりと、その学校長の状況、または学校内での状況をしっかりと教育委員会では把握をしていただきたいなということを要望いたしまして、この件については終わらせていただきます。

次に、女子初フルマラソンです。

女子フルマラソン、今度、記念碑の設置をやって、除幕式というような形ですが、現状、今後、来年に向けて、また再来年に向けて、数年間どのようなイベントをして、周知をさしていくつもりかお聞かせください。

○**社会教育部長（小俣 学君）** 今回フルマラソンを記念してモニュメントを設置するわけでございますけれども、これまでも議会で他の議員の方からいろいろ多摩湖周辺を走る方をふやしたいと、そのためのシャワールームとかロッカー、更衣室、休憩所などのそういう施設がつかれないかというお話をいただいております。なかなか東京都の土地だったり施設だったり、妙案といいますが、いい案がない中で、私どもとしてはあそこの多摩湖周辺で走る人をふやすことができるんじゃないかということは、常々考えて仕事をしてきておりました。

そういう中で、今回、昭和53年にフルマラソンを、女子のマラソンをやったということを機会に、これを広く広めていこうということで、今回除幕式までやるんですけども、そういう中で多摩湖の知名度を上げたい、これからも上げていきたい、それは思っております。ですから、除幕をして終わりということではなく、今後周知をするような、そういう努力はしていかなきゃいけない、施策にもつなげていかなきゃいけないということは考えております。そういう中で多摩湖駅伝、今回も、先ほど教育長答弁もありましたけども、115チームふえたわけです。こういうことで、ますます今後も多摩湖を、周辺を走る方がふえるだろうと。そこで、サポーターの方も当然ふえるわけですから、その方も改めて、また後日、自分も走りたいと思う方もふえるでしょうから、そういうことではこれからどんどん多摩湖周辺を走る人、ふえていくというふうに期待しております。そういう中で多摩湖駅伝、ますます今後も充実をし、走る人をふやすことで多摩湖駅伝をもっと盛会にしていきたいと。

そういう中で、事業として多摩湖駅伝、これからもフルマラソン発祥の地と、女子フルマラソンですけど。発祥の地という枕言葉をつけながら、駅伝をますます盛会にしていきたいというのが一つあります。そういうことで、あとはそれだけで終わりじゃなく、繰り返しになりますが、いろんなことを今後も考えていかなきゃいけないと、そういうふうには考えております。

以上です。

○8番（関野杜成君） 済みません、ちょっと115チームですか、115チームふたえということですね。わかりました。そういう意味では、これだけの人間がふたえということは、ある意味この女子初フルマラソンというのが、うまく宣伝できたのかなというふうにも思いますし、協賛も多く集まったということですから、ある意味そのまま継続して、やはり周知をさせるということをししないと、ここからパイがふえていくということになります。やったから、はい終わりってなると、せっかくここに目を向けた方は、そのままほかのところに目を向けてしまいますので、そういう意味ではいろいろな形で情報を出していくというようなことをしていただきたいというふうに思っております。

例えば市内で42.195キロ、フルマラソンを行うとか、市内の道路を使ってですね。多摩湖をもちろんスタート、多摩湖をゴール、正直、私もいろいろ42.195キロを市内で考えたんですけど、なかなか市内で42.195キロ、走るのがないなど。その中で、もちろん東大和市駅だったり、そういったところ、以前、商工会でもウォーキングという形でいろいろなところを歩いていただくという機会を与えましたが、ある意味、市内でそういうのをつくるのも一つなのかなと。なおかつ湖畔、いい坂がありますから、最終の心臓破りの坂みたいな形で、何度も上行ったり、下行ったりというのも、ある意味おもしろいコースなのかなというふうにも思っておりますので、今までないようなものを、やはり出すというのは、ある意味おもしろがるということもありますので、そういうことも考えていただければというふうに考えております。

記念碑、まあ3つ出てきた中で、多分あれ投票だったりいろいろな御意見いただいて決まったのかなというところではありますが、記念碑、せっかくああいった形の、私も4つ見てブロンズ像が一番いいかなというふうに思いました。ほかのはちょっと芸術過ぎてわかりづらいものがあったりとか、まあそれなりに理解をすればなかなか、あなるほどというものもあったんですけど、ただブロンズ像をあそこに設置をしたのであれば、ある意味あのブロンズ像というのは、この多摩湖マラソンというところとリンクしてくるのかなって思うんですけど、これ提案なんですけど、そのブロンズ像がある意味、1位、2位、3位のトロフィーとか、そういうものになるとか、そういう使い方もまた一つなのかなって思うんですけど、その点についてどのような考えをお持ちかお聞かせください。

○社会教育部長（小俣 学君） マラソンに関しましては、これまでもいろいろ検討はしてきてます。マラソンですから、例えば所沢でやっているのは3,000人、立川市は5,500人と、これからやるマラソンが何百人とか、そういう少ない人数でやるというのもいかなものかというふうにはちょっと思うところがあります。そういう中で、マラソンをやるには、やはり自転車道では無理だと思います。そうすると、やはり車道ですね、車道を使ったマラソンになるのかなと。私、警察のほうにも相談に行ったことがありますけども、迂回路の関係でなかなかいいお返事をいただけなかったんですね。それは当時ですけども、それは迂回路じゃなくて遠回りですよというようなお話から、やはり迂回路をきちんと考えてほしい、そういうお話は当時いただいたことがありますけども、マラソンについてはいろいろ課題がありますので、これからもいろいろ考えていきたいと思っていますところでは。

そういう中で、今御提言のありました「水の精」という名前のついたこのモニュメントが除幕されるんですけども、今、関野議員の御提案ですね、非常にユニークといえますか、今後の駅伝のトロフィーとかでも、いろいろ今後の考え方としては非常にいいんじゃないかなというふうに思うところがあります。そういう例えば水の精のロゴマークとか、いろんなことが今後も考えられると思いますので、そのトロフィーのお話も参考にさせていただいて、今後の実行委員会でやっておりますので、そういうところで委員の皆さんにお話をしてみ

たいと思っております。

以上です。

○8番（関野杜成君） それができれば私はいいなと思いますけれど、いろんなそういう、やるやらないは別としていろんな案を実行委員会に投げると、それをもって違うものが生まれてきて、いいものになる可能性もありますので、できるできないは別として、ぽっと浮かんだものはどんどんどん投げただけならばと思いますし、もちろんそれで機運が高まれば、それこそ多摩湖の周遊のほうもやはり必要だなということで貸していただく、または整備できるように私はなってくると思います。やはりそれだけ機運が高まって市民が、または世論がそうなってくれば、間違いなく北北建も、ううんと思いつながらオケーをするはずで。そういう意味では、そういったまずは機運を高めるということを、今後念頭に置いていろいろな形で広報をしていただければなということを要望をいたします。

○議長（尾崎信夫君） 発言者、しばらく。

ここで、総務部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○総務部長（北田和雄君） 申しわけありません。貴重なお時間をいただきまして。

東大和警察署からの情報を御連絡いたします。

不審者の情報でございます。本日、午後3時30分ごろ、東大和市向原アパート15号棟近くで、刃物のようなものを持って徘徊していた男性を、東大和市内の小学生が発見し、交番に通報しました。現在、警察で捜査を行っております。容疑者は見つかっておりませんが、容疑者はハミングホールのほうへ向かったとのこと。身長175センチ前後、茶色のジャンパー、黒いズボン、黒い靴。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） じゃ、質問を続けます。

○8番（関野杜成君） 続いて、入札について伺います。

まあこれ先ほどの1番も追隨することなんですけれども、入札なんです、市内業者優先、最近をよくそういった形でやっていたのかなというふうに思うんですが、市内業者というところの定義を教えてください。

○総務管財課長（東 栄一君） 市内に勤務地といいますか、所在している企業と認識してございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 市内に本店または支店、営業所等ということでよろしいでしょうか。

はい、そうだと思います。

そこで、ちょっと私、1つ、前もこの入札に関してお話をさしていただいたんですが、市内に本店がある場合、それは別に、私はいいんですけど、支店または営業所という形になると、業種というか業者によっては、従業員の家に電話を置いて転送していたり、あと実際の営業所だったり支店というのが存在しないというんですかね、名前はあるんで存在するのかもしれませんが、そういう状況があるというふうに聞いているんですが、その点について立川のほうの入札の基準というところの中に、その写真を撮って添付をしてくださいとか、またはそこに事務の従業員が何人いますかとか、支店ですから事務方もいれば営業方もいるということなんです、そういう届け出が普通の入札資格者認定基準に書き込まれております。ちょっとそういう形で、今後その入札の指名業者、登録業者を、今後、変えていっていただきたいなというふうに思っているんですが、そうすると多分何社か、何十社かは登録から外れてくるのかなという感じもあるので、その点についてどのような御

意見なのかお伺いをいたします。

○総務管財課長（東 栄一君） 現時点で、私どものほうの登録、それから指名に当たって、そういった把握はしてございません。ちょっと今のお話、初めて聞きましたものですから、今後、研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

○8番（関野杜成君） 以前、これはもう4年、5年前ぐらいに質問した内容ですんで、できれば立川のほうの立川市競争入札参加資格業者認定基準、こちらを参照していただきますと、この書類が出てきてます。なおかつ、正直、立川のほうは、本当、他市の業者を呼ばないって徹底してるんです。もちろん市内でその仕事ができない業者が多く、他市から呼ばなきゃいけないものに関してはそうなんですけれども、なるべく市内でできるものは市内、市内業者しか入札に参加させないというようなことをしております。私も、ある意味そういう形をとることによって、以前から言わしていただいております会社の体力が強くなる。体力が強くなっていけば、そういう意味では東京都だったり、ほかのところから仕事をもらうことができる。そうなれば、税金も入ってくるというような、単純ではあるかもしれませんが、そういったこともありますので、市内業者育成、もちろん今もやっているというのは重々認識をしておりますが、そういう形で実際に市内に支店が本当にあるのかどうか、そういったところを見ていただきたいなというふうに思いますが、再度お伺いをいたします。

○総務部長（北田和雄君） 市内の事業者を優先的に指名するということは現在もやっております。支店がどういう形態かということですが、指名参加願が現在はそれぞれの市で受けてるという形じゃなくて、共同電算でやっておりますので、どこの市、加盟してる自治体であれば、どこで受けてもその指名が生きてくるということになりますので、改めて東大和市がその市内の支店の状況の資料を求めるといことが、技術的に可能なのかどうか、その辺ちょっと研究しないとわかりません。立川は共同電算の登録に参加してるのかどうか、その辺のこともあるかと思っておりますので、その辺も含めて調査はしていきたいと思っております。ただ、基本的な姿勢として、市内でできる業務については市内の事業所を優先的に指名をしていくという考えは変わりはありません。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

そうですね、共同入札をやっておりますが、私の経験上、そういったこともできると私は思っておりますし、市内であれば、ある意味その電算ではなく、年間を通して登録ができるというような形でもありますので、できればちょっと検討をしていただいて、その点もお願いをいたします。

実際、昨年、いろいろな入札があったと思いますが、昨年の時点で初めて呼んだ企業、またはその呼んだ件名というのがおわかりになれば教えてください。

○総務管財課長（東 栄一君） ここで委託、それから工事におけます平成25年当初の新規参入業者数の案件数ということで調べ始めてみたんですが、私どもが持つてるデータから検討しますと、把握するのが困難でございまして、過去3年間に限定をして、過去3年間に参入していなかった業者が、25年当初に参加した場合は、新規に参入したとみなして集計をしてみたところでございます。その結果、25年当初契約分につきましては、委託総数で197件ございましたが、そのうち新規の参入業者数は31件ございました。ちなみに、あと工事につきましては、当初契約のときには余り件数はございまして、単価契約関係しかございまして、全体で6件しかございまして、その中で新規参入の業者はゼロ件でございました。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） それでは、工事のほうはゼロ件ということですので、委託のほう、新規31件のほうに関して、件名等、教えてください。

○総務管財課長（東 栄一君） 31件、全てでございましょうか。そうですか。

1件目が、ファクシミリ賃貸借でございます。それと、件名だけ申し上げますが、小・中学校外4施設自家用電気工作物保安業務委託、それから修学旅行等付添看護業務委託、それから磁気テープ保管業務委託、奈良橋市民センター外3施設自家用電気工作物保安業務委託、それから東大和市庁舎清掃委託、中央公民館清掃委託、排水処理施設維持管理委託、寝具乾燥事業委託、おむつ貸与・支給事業委託、東大和市印刷物新聞折込配布委託、自動体外式除細動器賃貸借、清原市民センター外1施設自動ドア保守点検委託、放置自転車等撤去作業委託、公害に関する各種分析業務及び空堀川水質調査委託、公共用地等測量委託、東大和市立みのり福祉園送迎バス運行業務委託、生ごみ収集運搬及び堆肥化処理等委託、東大和市立みのり福祉園清掃委託、バス運行業務委託、診療報酬明細書の点検等委託、東大和市立小中学校心臓検診委託、速記・反訳及び会議録印刷製本業務委託、桜が丘市民センター清掃委託、狭山保育園給食調理業務委託、東大和市立やまとあけぼの学園清掃等業務委託、現金袋詰作業等業務委託、転倒予防事業運営委託、有害ごみ（乾電池・蛍光灯・体温計等）処理委託、はつらつ倶楽部運営委託、最後に脳の若返り事業運営委託。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

いろいろ見ると、磁気テープだったり保安だったりいろいろありますが、単純に私の以前の職種としての経験からすると、庁舎というのがあるんですけど、これ経験上、いきなり参入って、私していただけなかったというか、経験がないんですけど、これいきなりこの参入したというのは、これ何かその実績だったり云々というところで見て起こったのでしょうか。教えてください。

○総務管財課長（東 栄一君） 庁舎の清掃委託に関しましては、10の業者の見積もりを徴取しておりますが、恐らく前年度の徴取実績で、その見積もり価格が大幅に上回っているとか、そういった事案から総合的に判断をして、1社を取りかえて新規参入を入れたと。多分、そういうふうに認識してございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

その1社というのは登録業者ということなんでしょうけれども、実際にその業者、どれだけのことをやるとか、いろいろ調査はしたと思うんですけど、その点はどのような評価で入れたんでしょう。

○総務管財課長（東 栄一君） 新規登録する際の事業内容とかも確認しながら、各市の実態も把握してございます。その辺は勘案して参加させたと認識してございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 全てを調べてということですね。ただ、やはり庁舎清掃委託、庁舎っていろいろな情報があると思うんですけど、もちろんそういうので見るのもあれですけど、やはりどんな業者が入ってくるかって、もうちょっと考えて、例えばほかのものをやった上で庁舎というのが、私の経験上の流れだったと思うんですけど、まあそれは私の経験ですから、指名選定委員会の中で話し合った上で決めたんでしょうけれども、やはりそういう情報とか、そういったものに関してどうなのかという話し合いはされなかったんでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 庁舎の清掃ですけども、清掃する際には、あらかじめ各フロアごとの清掃になりますけども、フロアにいつやりますということを言っております。当然業者清掃が入るということですので、職

務上の情報など重要なものはちゃんと鍵をかけるとか、ロッカーに入れるとか、そういうことは当然行われているというふうに考えております。それからこの業者につきましても、一応実績等、全て勘案してやっておりますので、それに対応できるということで判断をしたものです。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

東大和市も実際の入札の結果、ホームページに出しているというのを、ちょっと私も検索して初めて知ったんですけども、ホームページのほうで見さしていただきました。名前は言いませんが、この業者なのかなというところで、いろいろ私、検索をしたんですね。そうすると、まず庁舎清掃委託に関して入札を行った日、入札の用紙を届けた日、また選定をした日というのを教えていただけますか。

○総務管財課長（東 栄一君） 正確な資料は今手元にないんですが、基本的な話をちょっとさしていただきたいんですが、当初契約につきましては、基本的に全て随意契約になります。自治法の規定上、入札を初め契約行為につきましては、予算の議決がないとできないことになっております。ですから、例えばこの3月の議会で予算が議決された場合におきましても、予算の執行は4月1日からということになりますから、4月1日以降でないと、その契約案件の公告とか通知とかができないという話になってございますので、次善の策として見積もりを徴取するという話になってございます。ということなので、ちょっと今、ですから2月から3月にかけて見積もりを徴取して、そこで決定をしたということになりますが、具体的な日付については今持っておりません。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

そうですね、2月から3月にかけてということで、私、ちょうど印刷をしてきたので、日時が25年2月28日というふうに、見積もりというふうになっております。ここで呼ばれたところの本社のほうの状況を確認をいたしました。何を確認したかといいますと、平成24年度指名停止等一覧というものがあります。この会社の指名停止期間、東大和ではないんですが、本社のある地域で、ちょっと本社も言いませんが——ですが、指名停止期間、平成24年4月11日から平成25年4月10日まで。実際、本社のほうがこういうことを受けているにもかかわらず、この企業、営業所という形なんでしょうか、それとも支店という形なんでしょうか、その辺は言いませんが、そういう企業を入札に、しかも一番情報が集まっている本庁舎清掃委託というところに入れるというのはいかがなものでしょうか。

○総務管財課長（東 栄一君） 当市のほうでは、指名競争入札参加有資格者指名停止措置基準という基準を設けてまして、そういった案件が発覚した場合につきましては、直ちに指名業者選定委員会を開いて、その場で停止期間等について判断を出すという形になってございます。今の案件につきましては、私どものほうとしては把握してなかったというふうに認識してございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） そういう意味では、把握がちょっと甘いのかなというふうに私は思うんですね。やっぱりどんな指名停止にしろ、やはり指名停止というものを他市で受けている企業が、こういった市庁舎、本庁舎というところに、それも初めて入ってくるというのは、ちょっと不思議に私は思えてなりません。今のお話ですと、ここの部分は調べていなかった、わからなかったということですからいいんですけども、またこれって、ことしもこの企業って呼ばれちゃってるんですか。今答えられるのかな。ちょっと時期的にあれですから、答えられなければちょっと今答えられないでもいいですけど。

○総務管財課長（東 栄一君） 申しわけございません、現時点ではお答えできません。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） わかりました。

今までの話を聞いて、議員の皆様、どう思うかというところをちょっと探ってみようかなと思って、今回質問をしております。そういう意味では、やはり私は単純に考えるに、これって私も経験上からすると、こういったのがちょっとでもあると、やはりなかなか呼ばれなくなるというようなこともありますので、そういう意味ではこういうのはちょっとしっかりと見ていかなきゃいけないですし、もしこの企業が伝えてなかった、これは伝える義務があるのかな。ちょっとそこら辺は、私もちょっとまだしっかりと見てないんであれですけども、そういうものがあつた場合、虚偽になるのかなというふうに思いますが、ただやはり市としてもそういうのは、新しく呼ぶ企業ですよ、今まで呼んでた企業ではない、それこそしっかりと私は見るべきだったのかなというふうに思っております。いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 基本的には、過去に指名停止を受けてるというのは、好ましくないというふうな理解は、考えてはおります。ただ、そういうこともありますんで、指名停止の実績があるかどうかはチェックはしております。ただ全てがチェックし切れないこともございますので、そのためこういった事案が出てきてしまったというふうには今は考えております。

それから指名停止も、その指名停止の内容にもよってくるというふうに思いますので、どういった内容でこの企業が停止を受けたのか、その辺も把握はできておりませんので、まあ今後是可以する限り、今もやっておりますが、引き続き情報の収集には努めたいというふうには考えてます。

○8番（関野杜成君） 内容、もしあれでしたらお伝えしましょうか。

落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった。単純に言うと、安い金額で入札を入れたけど、自分で落っこちちゃったからどうしようという業者です。

昔、NTTが1円入札というのがありましたね。結局それで、やり方は違う形で毎月のメンテナンス料みたいな形でとっていったという形を私、聞いてます。

そういう意味では、実際にこの業者が入って、そういう形で安く入れてしまった。安く入れて、実際の業務が遂行されるときに締結をしなかった場合は、やはり仕事というか、その実際の契約した内容が予定どおりに進まなくなる。予定どおりに進まなくなれば、やはり市だって問題が起きてくるわけです。そういう意味では、こういった企業というのはしっかりと把握しておかなきゃいけないのかなというふうに思いますし、ある意味こういう企業だからこそ、しっかりとした賃金を払って行ってるかというのも見えていかなきゃいけないのかなと思ってます。安くとればいいだけではなく、市としてそういう入札に予算をつけてるわけですから……

○議長（尾崎信夫君） 発言の途中ですが、時間がまいりましたので、関野杜成議員の一般質問は終了いたします。

以上で、関野杜成議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（尾崎信夫君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

---

○議長（尾崎信夫君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす7日、10日から14日、17日及び18日の8日間につきましては、会議を休会したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（尾崎信夫君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 5時12分 散会